

・総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会  
第2回再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会

日時 平成27年9月25日（金）9：30～12：07

場所 経済産業省本館17階第1～3共用会議室

1. 開会

○山地委員長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会のもとに設けられております再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会、かなり長い名前でございますが、第2回目の会合を始めさせていただきます。

本日もご多用中のところ、また雨の中、ご参加いただき、ありがとうございます。

まず、事務局から資料の確認をお願いします。

○松山新エネルギー対策課長

おはようございます。それでは、本日の資料について確認いたします。

配布資料一覧にございますとおり、議事次第、委員名簿、座席表、そして資料1と資料2と配布させていただいているかと思います。乱調・落丁等ございましたら、会議の途中でも結構ですので、お知らせいただければ幸いです。

○山地委員長

よろしいでしょうか。それでは、議事を始めたいと思いますが、今回2回目ですけれど、前回は第1回目ということで、出席の委員の皆さんに自己紹介を兼ねてちょっと簡単なコメントを、本当に一、二分でいただきましたが、今回初めてご出席の委員の方3名おられますので、あいえお順で、秋池委員、大山委員、高村委員ですけれど、順番に、簡単に自己紹介を兼ねて少しご発言いただきたいと思います。

秋池委員からどうぞ。

○秋池委員

ボストンコンサルティンググループの秋池でございます。よろしくお願ひいたします。再生可能エネルギーの議論、非常に重要と思っております。導入は非常に重要なことではありますが、一方で、特定のところに過剰な負担がかかるような制度というのは継続性がないと考えておりますので、経済性と、再生可能エネルギーの導入のバランスがとれた優れた制度にするための議論にしていければと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大山委員、お願ひします。

○大山委員

横浜国立大学の大山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私は専門分野が電力系統工学ということで、系統運用とかそういう立場から見させていただこうと思っているんですけれども、前回、お話を伺った限りでは、認定し過ぎてしまったとか、そういうのをどういうふうに着手するかという議論があったようすけれども、系統運用からすると、一遍に入ってくるのも問題ですけれども、一遍に出ていくのも問題なので、F I Tが終わつた後で価格が下がって、故障が起きたらみんなやめちゃうというのは結構問題かなと思っているので、そういうあたりも含めて今のうちに考えられればいいなというふうに思っています。

以上です。よろしくお願ひします。

○山地委員長

ありがとうございました。

高村委員、お願ひします。

○高村委員

名古屋大学の高村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回の委員会の設置趣旨を前回の資料で拝見いたしましたけれども、特に2点だけ申し上げたく思っております。

一つは、設置趣旨の1番目にあります、2030年のエネルギー믹스について、いろいろな議論があったことを承知の上ありますけれども、再エネ22～24%という数字を全体として達成をするための仕組みを、この委員会できちんとつくるということが非常に重要だろうと思っています。

再エネの数値について先ほど議論があると申し上げましたけれども、全体としては2030年に再エネが日本の基幹電源の一つになるというビジョンを示したというふうにも思っておりますので、その意味でも確実にこの目標、るべき姿を達成する施策というものを、ぜひここで議論をしたいと思っております。

2つ目は、ここでの議論の難しさという意味では、他の国、例えば欧米諸国と比べて、システム改革の中で再エネの促進策を進めなければいけないという難しさがございます。2つの大きな課題を同時に行うというチャレンジの中で再エネ導入促進を、エネ庁さんもですけれども、こ

の委員会でも考えなければいけないと思っております。

本委員会の設置趣旨の3番目になります、システム改革の成果を生かすと同時に、システム改革の中で競争の公平性を保ちながら、再エネをどういうふうに拡大をしていく施策をとるかということについて、ぜひ皆様とご議論したいと思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

## 2. 議事

### (1) 固定価格買取制度の手続の流れに関する検討等について

○山地委員長

それでは、本日の議題であります、固定価格買取制度の手続の流れに関する検討等について、事務局から資料1と2、資料1のほうは前回いろいろご質問のあったデータをまとめたものでございますが、まとめて説明していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○松山新エネルギー対策課長

それでは、私のほうから、資料1と2のご説明をさせていただきます。

本日のメインの議題は、資料2のほうの「固定価格買取制度の手続の流れ」という、制度フローについての見直し、あり方の検討ということでございますが、それになります前に、前回の第1回の委員会の中で、その定量的なデータ分析を踏まえてしっかりとやっていくべきだというご指摘をはじめ、エネルギー・ミックス等々、国際的な比較や、より長期的な時系列の観点も踏まえて検討すべきだ等とのご指摘がございました。

まず、本日の議論に直結するかどうかはおいておきまして、第1回にて、ご指摘いただきましたことについて、いくつか資料を準備いたしましたので、簡単に触れさせていただきたいと思います。

お手元、資料1の1～2ページが、まず荻本委員のほうからございました、FIT導入に伴う発電量、設備容量等の効果、どのような動きがあったのかということを示したものでございます。

1ページ目が設備容量の推移、2ページ目が発電量の推移でございまして、FIT導入後、太陽光を中心伸びていることが、ご覧いただけるかと思います。

次に、その3ページ目以降でございますが、こちらは辰巳委員のほうから、エネルギー・ミックスに関する、諸外国の目標、これは短期のみならず中長期含めて、及び導入状況、政策変更等についてのご指摘がございました。3ページ目にドイツ、4ページ目にスペイン、5ページ目に

イギリス、そして6ページ目にイタリア、7ページ目にフランスと、それぞれ諸外国、先進的にF I T等を通じ、導入促進をしている国々の政策の変更、及び導入量、そして目標というものを、長期を含めて整理をし直したものでございますので、ご参照いただければと思います。

次に、8ページ目。こちらは荻本委員のほうから、そのF I Tの導入等々によります設備コストの推移及び国際比較というご指摘がございまして、これをまとめたものでございます。日本に加え、アメリカ、ドイツ、中国をグラフ化し、導入量の推移とともに示したものでございます。特に、近年モジュール価格が相当低下していることが見られると思われますし、一方で、日本も相当モジュール価格が下がってきてはいるものの、国際比較を見ますとまだちょっと高い数字にあるということがごらんいただけるかと思います。

そして、9ページ目以降でございますが、こちらはエネルギー믹스に関するものでございますが、政府が示してまいりました長期見通し、これを改めてこれまでの議論の流れを整理したものが9ページでございます。2007年、2010年、2014年と、それぞれ作成いたしましたエネルギー基本計画に基づき、これを踏まえました見通しを整理した表が9ページでございまして、これに加え10ページ目が、その震災後、閣僚級会議（エネルギー環境会議）で示された選択肢もあわせ、参考についております。

11ページ目では、その上で、制度導入当初の考え方を改めて見直し、そのときの考え方と今の現実というのを突き合わせながら考えるべきだ、というご指摘を複数の委員の方々から頂戴いたしましたので、この11ページの表は、上の段、真ん中の段、上の段が制度導入当初検討した段階での制度開始後10年後の推計、左側が導入量、右側が負担額でございます。真ん中の段に相当しますところが、現時点での2015年段階における、制度開始後3年間での導入量及び負担額になってございます。太陽光を中心とした大きな伸びと、右側の負担額のところについては、当初想定していた2020年の想定をはるかに超えるレベルでの負担額、負荷金額が生じているということがご覧いただけるかと思います。

あと、12ページ以降でございますけれども、買取価格のあり方、事業者の利潤につきまして、荻本委員、野村委員等をはじめ、その背景、状況についてご質問を頂戴しております。まず、12ページ目が調達価格の決定のフローでございます。買取価格を設定するための中立的な第三者委員会、これは調達価格等算定委員会という委員会でございまして、委員が国会の同意人事のもとで任命されております。この同委員会の意見に基づいて経産大臣が毎年度の開始前に、告示で価格を定めることになっております。そして、その根拠条文を13ページについてございます。

その上で、14ページ目でございますが、買取価格の決定につきましては、例えば27年度の価格算定は今年の1月15日から4回委員会を開催し、2月24日に委員の意見を取りまとめて、パ

プロセスを経た後に、3月19日に決定、その上で年度末に告示いたしてございます。

実際のコストがどうなっているのかと、利潤がどうなっているのかということをお示しいただきたいというお話をございましたので、15ページ、16ページと、実際のコストの比較を年度ごとに、かつ、規模ごとに示したものでございます。

15ページのほうは、過去3年分についての推移でございますけれども、特に太陽光につきましては、発電コストの低下が確認されており、これを受けた形で買取価格の引き下げを順次行ってまいっております。その際の前提としたデータが16ページのものでございまして、発電規模、大きさに応じて、IRRという利潤がどれくらい分布、ばらつきがあるかと、中央値とそのばらつきというのを示したものが16ページでございます。

以上を、ご指摘いただきましたことに関する参考資料としてご準備いたしておりますので、本日及び今後の議論においてご利用いただければ幸いかと存じます。

では、続きまして、ここについてのご質問も必要に応じまして後ほどお受けいたしますけれども、資料2、本日の本題でございます、固定価格買取制度の手続の流れについて、事務局の案及び論点をご説明してまいりたいと思います。

前段の話が認定制度のこの制度手続フローについての問題点、課題の整理と、対応策についての論点提示でございます。

繰って、2ページ目では、まず認定制度の現状を整理したものと、その対応を示したものでございます。現行の制度におきましては、平成26年度まで、太陽光発電につきましては、国の認定を受けて、系統への接続申し込みを行った時点で買取価格が決定するということになっておりました。しかし、系統接続枠を仮押さえすることができるという制度である以上、転売ですとか、費用低減を待った収益最大化のための行動ということが起こっているという現実の中で、未稼働の案件というのが多数生じています。この真ん中の表の中の右側のところで、24年度の未稼働案件、25年度の未稼働案件、出力ベースでいいますと24年度が43%、25年度が81%に相当するものが、いまだ未稼働な状況になっているわけでございます。

このことにつきましては、1回目のときにもご説明申し上げましたけれども、低コストで導入可能な後発案件の参入の妨げになるという問題と、太陽光発電以外の再エネ発電の系統接続が難しくなってしまうという問題点をはらんでいるところでございます。

これにつきましては、これまで3弾にわたる対策を打ってまいりました。平成24年、25年度につきましては、400キロワット以上の案件につきまして、報告徴収、聴聞を行いまして、認定という行政処分の取り消しを順次行っております。この表の中でいうと400キロワット以上というところが、青くちょっと塗ったところがございますけれども、このエリアについては現在、これ

までのところ1万5,000件を対象に報告徴収をかけ、運開するものは運開し、取り消すものは取り消していくという形の手続をとってきているところでございます。

第2弾といたしまして、平成26年度以降につきましては、認定後一定期間、すなわち、これは180日を原則といたしまして、土地設備の確保がない場合は自動失効するというルールを入れさせていただきました。これを受けまして現在、順次失効していく形になっておりますので、一定の対策はとれるわけなのでございますが、こちらも50キロワット以上という対象の中で、事務処理の制約をふまえ、対応を進めているところでございます。

第3弾が、昨年の対策に基づきまして、調達価格の決定時期を申し込み時から接続契約時はずらしたということに伴いまして、この仮押さえということがなかなか難しい状況になってきていると存じます。

こういった対策をとってきているところでございますし、まず基本的にはこういう現行法の枠組みの中でできることを最大限やってくるということかと思っております。今後の対応としては、まず従来進めてまいっております聴聞手続の迅速化、強化、対策を実施していくということを通じまして、より多くの未稼働案件に対する対応策をとっていきたい。これまで、1万5,000件の対応をしてきて、さらに対応を強化していくことを考えているわけでございますが、一つの考え方としましては、平成24年、25年度、対応としては400キロワット以上を対象にしてきているわけなのでございますが、26年度より前の案件についていうと、いわゆる分割案件、途中で仕切って小口のものという形で対応している小口分割のものが多数まだ存在しております。こういうものが現在50キロワット未満ということに区分されているものの中に、実はみなしていけば400キロワット以上になるものが6万件以上存在しているところでございます。まず、私どもといたしましては、これに対して最重点で適正化、未稼働案件に対する対応策をとっていきたいと考えております。

これがまず今、現行の枠内でやっていけることということでございますが、そもそもこういうことが起こっていく制度のあり方についてもあわせて考えていきたいというのが、この委員会でご議論いただきたいところでございまして、2ページ目以降になります。

大きく2つの局面に分けて対応策を、3ページ目、4ページ目に整理してございます。

まず3ページ目は、この認定というもの自体の行うタイミング、そして、その時の要件ということについて考えてみたらどうかというのが、3ページ目の論点提起でございます。現行の認定制度というものは、電力会社に系統接続を申し込んだ場合に、電力会社がこれに応ずる義務をかけるためにということで、接続申し込みの前に認定する仕組みとして設計されてございます。

初期の段階で認定を行うことで、未稼働案件が増加する原因になっているというのが現状かと

解釈されるところであるわけなのでございます。これを改めて評価してまいりますと、その系統接続の申し込みへの対応について申し上げますと、今般の電力システム改革の中で、オープンアクセス義務というのが整備されることになってございます。そうなってきた場合に、そのオープンな形での系統アクセスへのその制度環境が担保されるということが期待されるわけでございまして、必ずしもこの早い段階での認定ということに限る必要はないのではないかと。その場合、これまでご説明してまいりましたように、実際の再エネの事業の認定のあるべき姿から考えますと、事業の前提となる系統の接続ということが要件として課されない今までの認定のままでよいのかどうか。この前提と、接続契約が締結できずに未稼働の現状が滞留する現状を踏まえた場合に、事業を確実に実施する、実行するという目的に鑑みますと、この下にありますフロー図でいいますと上の段、左から2つ目のところにございます認定取得というタイミングを、もっと後ろの段階で、F I Tの認定対象とするべきものについては、系統の接続というものを待った後にずらすということのほうが、事業の安定性、量の管理等々を含めますと、より適切になるのではないかと思っております。こういう形をとることが、今後の安定的な制度運用にとって望ましいのではないかという論点提起でございます。

これは裏を返してまいりますと、こういうことに至らない、接続の契約がとれないものというものは、この新しい認定制度のもとでの認定のステータスの状況には至らないものということに整理できるのではないかというふうに考えているところでございまして、こういうことについて、ご議論いただければと思います。

次に、4ページ目、もう一つの大きなカテゴリーが、事業というものに対する規律のあり方の問題でございます。

先ほど大山委員のほうからもお話をございましたが、入ってきた、発電を始めた再エネ事業というものが適切な形で事業を実施していくということが、エネルギー믹스の最適な実現という意味でも重要ではないのかということを考えた場合に、現行の認定案件に対する行政としての、そして制度としてのアプローチが現状のままでよいのかという、そういう論点提起でございます。

ここで書きましたアプローチとしては、認定を得た後の事業実施段階における規律のあり方。発電事業について、例えば地域を含めた公の人たちが情報を把握する仕組みがなく、トラブルの原因になっているのではないかというような指摘がございます。

今、これは箱が3つございますが、現行でいいますとこの左上の箱、認定の基準というところで、認定の段階において一定の基準をかけ、参入における要件化をしてございますが、その後の事業の実施の段階の規律の仕組みが十分ではないのではないかと。仮に、そうだとするならば、この右側の箱にございますような、例えば遵守事項の設定として、点検・保守、さらに的確な計

測といった、認定段階で課していた基準についての実施状況をしっかりと確保、担保、そして必要な場合についてはその規律を確保するための措置、改善命令や、場合によっては取り消しをするといった処分まで含めた措置ができる仕組みをつくるべきではないかという問題意識でございます。

もう一つ、左下の箱が、情報の公開。先ほども申しました論点について言うと、2つ目の論点に関するものでございますが、賦課金を投じて導入を促進してきている発電者にとってみると、一定の公的な性格を得たとするならば、この事業についてはその情報を公に対し開示していくことが、地域社会そして国民社会全体に対して調和ある形での導入につながっていくのではないかだろうかと、一定の責務が存在するのではないか。そのときに留意すべきは何であり、どこまでの基準を、ここでは家庭用ということを例にお示ししているわけでございますが、事業、個人、いろんな方々がこれに参入してくるわけでございますが、どういった方にどこまでの義務をかけていくかということは、新たな論点の一つになるというふうに考えてございます。

この3ページ、4ページ目がこの大きな論点でございますが、もう一つ、5ページ目のところに、これに絡んで出てまいりますのが、調達価格の決定時期のお話でございます。

第3弾のこの対策として、今年度から、太陽光につきましては調達価格、買取価格の決定時期を契約の申し込み時期から契約時期にずらすということにして、今年度から運用しているところでございます。

この議論をしました昨年の新エネ小委員会の中での議論を改めてご紹介申し上げますと、実際に、このプロジェクトのファイナンスが示されてまいりますのは、系統の連系が確保されて、大体の事業の見通しがつくられたときに、ファイナンス契約が打たれ、次に、土地設備の確保がなされるということになってくる。案件の形成からすると、設備契約、もしくは今回この認定の時期を後ろにずらしてきますと、おそらく、この新しい認定という時期のあたりに、価格形成というものが決まってくるのかなと思われるわけですが、プロジェクトの最終的なコストの確定というのは、もちろんのことながら、運転開始をした時点でございますので、この時期まで飛ぶわけでございます。

制度として見た場合に、運転開始の時期ということに置くべきなのか、それとも接続契約の締結の時期にすべきなのか。これは今回ではなく次の回に予定しておりますが、買取価格の算定の方法、どういった形でF I T価格をつくるかということとも連動してまいります。現行制度では年度ごとにしか決められないわけでございますが、仮にこれを年度ということを取り払っていきますと、先々の年度についてまで定めるというヨーロッパで行われてきたような方式も、一応選択肢に入ってまいるわけでございます。先々が見えることがなかなか難しいということから、

接続契約の締結時期にすることにしか方策は、なかなかそのプロジェクトの形成上難しいのではないかという議論がこれまで指摘としてあったわけですが、運転開始時期にした上で、先々の見通しを示してあげるということも一つの考え方。ただ、一方で、先々を見通してあげると、そこまで価格の下落ということを見通して決めていかなければいけないということに対する柔軟性の欠如として問題も生じてまいります。最終的に、どう考えていくべきだろうかということが、ここで論点としてご提起していきたいと思います。

このことは、今、太陽光を軸にお話ししましたけれども、逆に太陽光以外について考えますと、第1回の議論でございましたが、水力のお話、風力のお話、この委員会でもご指摘ございました。長い時間軸を示していくということ、できるだけ早いタイミングで価格を確定してほしいというご意見を考えた場合に、それぞれのタイミング、太陽光以外についてはどう考えていくべきか。これについても、あわせてご議論いただければと思っているところでございます。

次の論点に移りたいと思います。買取義務者の話でございます。

7ページ目、現行の仕組みを説明してまいります。現行の買取制度におきましては、電気の使用者、消費者、需要家に対して、直接電気を供給する電気事業者、いわゆる小売業も行っている一般電気事業者・特定電気事業者・特定規模電気事業者に対しまして、申し込み、特定契約に対する応諾義務、いわゆる買取義務が課されているところでございます。

実際に販売する方々、そういう小売事業者の方々が、その電気を買ってくるときにいくらで買うかというのが現行のFIT法のたてつけであることから、来年の4月の小売前面自由化実施に伴います電気事業者のラインセンス制、すなわち区分の整理におきましては、現行の法制的な枠組みを前提としまして、小売電気事業者がこれを買い取る整理にしてございます。

他方で、先ほど資料でもお示しましたとおり、再エネの導入量というのは非常に加速度的に大量のものが導入されてきてございます。一つの小売事業者がさばける量というものも限界があるという問題点や、最大限の受け入れを実現していくために系統ネットワーク全体の中での融通が必要でないのかというような議論も、特に昨秋の九州電力を始めとしました接続回答保留問題を契機にさまざまご指摘を頂戴したところでございまして、そういう中で今回、制度の見直しに当たりまして、改めて、誰をこの買取の義務者として位置づけていくのかというのを考え直してみたいというのが、この論点提起でございます。

8ページの図でございますが、これも仕組みの差異を整理したものでございます。上段が小売電気事業者を買取義務者とする現行の制度でございまして、左から発電事業者がいて、送配電事業者という送配電する事業者を通じて小売電気事業者が買い、その人たちが需要家に売るというときに、左から2つ目のこの薄緑の小売電気事業者さんが発電事業者から買うという、この仕組

みである、これが小売買取という仕組みでございます。

一方で、よく言われます送配電事業者。ネットワーク全体で一括して買取をして、それを小売事業者の方々に引き渡していくという形を念頭に置いたイメージのものが下の図のものでございまして、これは便宜的に送配電買取と申し上げてまいりますけれども、左側の再エネ事業者から送配電事業者、紫色の箱のところの間で特定契約、買取契約が結ばれて、その上で小売事業者との間でその電気の引き渡しがなされていく、こういう仕組みの違いでございます。

いわゆる送配電買取について、こちらのほうが、より再エネが導入されるのではないかという指摘がいろいろあるわけでございますが、それについてちょっと9ページの図を使用しながらご説明してまいりたいと思います。上のほうのフローで小売買取の場合、新しいシステムの場合、需給をうまく合わせるために、実際の実需給、実際に消費される1時間前までに、小売事業者の皆様が需要の計画と、実際これを買ってくる調達の計画というのをうまく合わせる計画をつくらなきやいけないというのが、新しい仕組みになります。ですので、ここの段階までは、小売事業者の方が調達を通じて、調整を行っていくという仕組みになるわけでございます。

一方で、送配電の方が買い取る形になりますと、最初から送配電が買いますので、全体の小売の方々、いろんな方々、そのネットワーク全体を見渡しながら、その揚水の活用、広域流通、火力の焚き増し・焚き減らしということを通じながら、調整をしていく。よく指摘されます需給運用の柔軟化というところについていいますと、前日での翌日計画の作成から1時間前のゲートクローズまでの確定の間のその需給調整の融通が、より送配電買取と呼ばれる仕組みのほうが柔軟にできる。すなわち、抑制量を減らし、最大限の融通をきかせながら、再エネの最適最大導入が図れるようになるのではないかという指摘でございます。

あわせて申し上げますと、現行の制度下で行っていく場合、ちょっと10ページに、これだけ見ると非常にわかりづらいわけですが、その小売の方、発電事業者の方々、需給のバランスをとるのは非常に難しいわけでございます。再エネの発電というのは発電量が増えたり減ったりするわけでございますので、需要量との間での差分としてのインバランスというものが発生したときの精算の仕組みを、誰が発電計画をつくって処理するかというものにつきまして、これまでワーキングを通じて、発電事業者がつくるのではなく、送配電事業者がつくるという、この10ページでいうと真ん中の段にある特例の①という仕組みですとか、発電事業者と小売事業者が一体としてバランスングループでつくるという特例の②ですとか、いろいろな形で現実に適用できるような仕組みをつくってきております。

来年の春からこれを実行していくわけでございますが、この絵をごらんいただきますように、さまざまなものとりが発電、送配電、小売の間で矢印が行ったり来たりするところでございまし

て、9ページ目の下から2つ目の制度の簡素化というところに書いてございますが、送配電買取がメリットあるのではないかという指摘について言いますと、手続の簡素化ということが言われるわけでございます。その他、競争の中立性、小売買取だと倒産リスクがあるといったような指摘もあり、送配電買取についてもぜひ正面から検討すべきではないかというご指摘も多数いただいているところでございます。

それでは、諸外国はじゃあ実際どうしているのかということで、お示ししたのが11ページの表でございます。ドイツ、イギリス、スペイン、フランス、イタリアというところを比較してございますが、多くの国、イギリスを除いて4カ国は配電事業者、いわゆる送配電買取という形の買取義務者をとっています。イギリスにつきましては小売事業者ということになっておりまして、いわゆるB i g 6と呼ばれます非常に大きな、非対称規制を受けている大手小売事業者が存在しておりますので、むしろ規制のかけ方、競争の観点から、小売事業者にこれは義務をつけているというふうに聞いてございます。

それでは、その送配電買取にした場合の論点、課題というのは何かということを整理したのが12ページ、13ページでございまして、まず、この委員会の中では送配電でいくべきか、現行の小売でいくべきかということをご議論いただきたいと思いますが、送配電の場合に考えなければならないことということが、12ページ、13ページのポイントでございます。

一つは、送配電事業者が一旦買い受けますので、その引き受けた電気をどの事業者、どの小売事業者にどのような形で引き渡していくのかという、引き渡し方法について整理をする必要があるかと思われます。

ここには2つ、市場を経由した引き渡しというものと、小売に対して何らかの形で割り付けていく、もしくは決めていくという方式。マーケットか、マーケット外か、まあまあ便利的な2つの分け方でございますが、例えばその市場に渡していくことになった場合に、大量にF I T電気が一度にやってきた場合、これは右側の下のところに表がございますが、現在のF I Tの発電量が286億キロワットアワー、これに比較しますと、現状の卸の取引所の取引量というのは126億キロワットアワーと、極めて小さい規模になっているわけでございます。市場自体が非常に小さい中に、大量の再エネ電気が一度に出てきた場合の悪影響を懸念するという指摘は、一つございます。

あともう一つ、その小売事業者さんが再エネ電気を買いたいと、特定の再エネ電気を買いたいといった場合に、そういう再エネ電気を買ってきてご商売をされるというビジネスについて、そのままやっていいかどうか、それとも、全てやっぱり市場を通してやっていくべきかどうか。仮にその市場を通さなければならないということになった場合に、この小売事業者さんのビジネス

をどう考えていけばいいのか。さらには、指摘があるところについて言いますと、F I Tについては、F I T電気であるということを表示したい、それで消費者は買いたいというご意見もございます。この表示の問題ということも、市場ということをとった場合、どう考えていけばよいかという課題がございます。

一方で、小売の割付けといった場合、さらに言うと、この小売の割付けのところの下で括弧で書いてございますが、そもそもにおいて沖縄とか離島でございますと、市場取引というのではないわけでございまして、何らかの形での割付けが必要となってくることは、まず大前提としてあるわけでございますが、この割付けという制度をとった場合、じゃあ、どのような形で公平、公正、効率的な形での割付け、割り当てということができるか。どの事業者さんにどういう形で売るのか。市場であれば、それは競争のもとで決められていくわけですが、相対で決めていくのか、割付け、強制的にやっていくべきなのか。さらにテクニカルな話をしてまいりますと、発電量というキロワットアワーで考えるということは果たしてできるのだろうかと。そうすると、キロワットという容量ベースで考えていくと、発電所ごとに決めていくのか。そうすると、それこそ事業の意思ということの関係で、どのように整理していくべきか。

これは①と②、どちらかだけというわけにもいかないかもしれません。もしくは、どちらかにすべきというご意見もあるかもしれません。場合によってはそれはミックスかもしれません。それぞれの制度的課題を精査していきながら制度の設計をしていくという、取り組むべき課題があるかと思ってございます。

繰っていただきまして最後のページでございますが、13ページ。一方で、その小売買取というのが大多数、既に存在しているわけでございますし、来年春から移行してしまいます。ですので、仮に送配電買取ということに移行したとしても、今既に存在している、存在することとなるであろう小売契約について、どのように取り扱うべきかと。全部つかかえるとするのもなかなか難しい話でございますので、事務局としてお示ししましたものについて申し上げますと、既存分については経過的にそのまま認めていくべきではないかという論点提起をしたところでございます。

最後、その③で書きましたのは、買取期間終了後の扱い。先ほど大山委員からもございましたが、切れた後どうするんだという問題がございます。差し迫った話で申し上げますと、2009年から始まりました余剰買取制度、家庭用については先行して始まっているわけでございますが、10年間の期間が2019年10月に一斉に切れるわけでございまして、その市場交渉力の乏しい家庭用の太陽光という方々が、いきなり送配電に直接、なかなか難しいところがございます。小売の買取ということを認める必要があるでしょうし、この対象外であるからこそ、そこは一般契約になるのかなと思う一方で、その誰を選ぶかは、どうしようもなく、ご家庭の方がラストリゾート的に

取り次いでくれる必要があるのではないか。そういう買取の補償的なものも再エネの安定的な導入ということを考えたら必要ではないのかと、こういった観点を最後の論点としてお示ししているところでございます。

ちょっと長くなつて申しわけございませんが、事務局からの説明は以上でございます。

○山地委員長

どうも説明ありがとうございました。

資料の1と2、まとめて説明していただきましたが、きょう議論していただきたいのは資料2でございます。ここも論点は大きく2つあって、一つは認定制度のあり方ということですね。それから、もう一つが今説明があつたばかりですが、買取義務者をどうするかということです。

資料1については、いろいろデータ提供のご要望があつたので、とりあえず今回用意して、今後も充実していくと思いますけれど、まずは資料2に関する本格的な論点に入る前に、もし資料1に関してご質問等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでございましょうか。特によろしゅうございますか。

じゃ、高村委員、どうぞ。

○高村委員

ありがとうございます。1点、簡単なクラリフィケーションのご質問でございますけれども、資料1のスライドの11でありますが、現時点での負担額というのは、いわゆる認定をした、既認定分ベースのものなのか、運転開始ベースのものなのか。既認定のものでまだ運転開始していないものを含めた見込み値という理解でよろしいでしょうか。

○松山新エネルギー対策課長

2015年のものは、今年度可能なものの見込み値で計算してございます。

○山地委員長

よろしいでしょうか。見込んだから、前年度ちょっと不足した部分は翌年度で取り返すとか、そういうことあります。

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、荻本委員。

○荻本委員

若干しつこくて申しわけないかもしれません、後の議論と関係ありますので。前回申し上げたように、プロセスというものを我々議論しようとしているのですが、プロセス以前というか、以後なのかわかりませんが、価格の設定自体が非常に大きな問題を起こしたことの原因の一つであろうと思います。

昔のことを余り言つてもしようがなくて、これからどうするのかということを考えるわけですけれども、今まで実施してきたF I Tのプログラムの中で何が起つたのかということを、価格データを含めて分析できるようにするというのは、非常に重要なことだと思っております。

今回そのお示しいただきました、例えば15ページに2015年で30.75万円パー・キロワット、10キロワット以上の資本費があると書いてあります、8ページですと単位が違うんですけれども、1.4ドル・パー・ワットの実績になっているという、2つの数字が見られるわけです。中身が違いますので直接は比べられないのですけれども、じゃ、これはどういう関係にあるのかというのを問うていかないと、日本の今の価格がどういう世界と比べたレベルにあるかというのがわからぬいということになりますので、これは一つのサンプルですけれども、ぜひ、非常にいいデータが取得されているというふうに私は聞いておりますので、それを実際に分析しながら、制度論も議論していただきたいと希望します。

たまたまですが、先週、ハンブルグで太陽光発電の会議がありまして、そこでアメリカのカリフォルニアの広域運営委員会のメンバー、関係者が、アメリカで、カリフォルニアで、どういうそのデータの分析をして、どのように公開しているかという例をプレゼンをされました。限られたデータの中ですが、非常によく分析をされていて、いろんな人がいろんなその理解を深められるというようなことは、残念ながら日本が追いついていない状態であろうと思いますので、お役所が、データを取得するということはまず大事なんですけれども、それをどう使えるようにするのかと、また、この委員会にどう示すのかというところの参考にしていただければと思います。

データが実際になければ、いい議論や判断ができないということだと思います。

以上です。

#### ○山地委員長

ありがとうございます。データについては、今後も充実させていこうと思っております。事務局にもお願いしています。

特に、ご指摘の8ページと15ページは、8ページはモジュール価格で、15ページは資本費ということですが、それ以外も含まれているということだと思いますが。

#### ○松山新エネルギー対策課長

そうです。今、委員長から補足いただきましたけれども、8ページはモジュール価格でして、15ページのほうはシステム費用に加えまして、土地の造成費、工事費含めて、さまざまな諸費用が入ってございます。データ自体が、その15ページのほうは年報として国の方にいただいているデータでありますとのと、その中の一部、業界の中での、産業界の中での分析をしたのが8ページのほうでございまして、そこはちょっとデータソースが違っていると思います。

委員のほうのご指摘ございましたように、次回以降、実際にご議論していくように、もうちょっと内訳なり、ご議論していくような形で整理したものを、また整理し、お示ししたいと思います。

○山地委員長

資料1に関しては、ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

それでは、本来の議題であります資料2に関するところ、これも大きく2つありますので、ちょっと順番に議論を進めていきたいと思います。

まず最初の、認定制度のあり方についての議論から始めたいと思います。

ここからはいつもやっているようにご発言ご希望の方、ネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

じゃ、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

ありがとうございました。まず質問なんですが、4ページ目で、まず情報の公開のことがありまして、今後その10キロワット未満についてはどうするかしないか、それが個人でなのか企業なのかという、この分け方なのですが、すごくそこが、エネルギーをつくっている企業……個人であってもエネルギーをつくっているわけですから、余り個人、企業と分けないほうがいいのかとおもいました。企業でも少ししかつくっていないところもあるわけですよね。だから、その個人と企業って分けてしまうと、非常にアンフェアになるのかなと感じました。でも、じゃあ個人だとプライバシーがあり、企業であるとプライバシーはないのかとか、これはちょっとすごくデリケートな問題かなというのを感じたので、どのようにお考えのかなというのと。

もう一つが、その横にある、当然その責任、エネルギーをつくっているという責任があるわけですから、導入する以上は適切なメンテナンスが必要なのですが、していないところもあるかもしないと。じゃあ、しているかしていないかを今後確認をするというのは、誰がしていくのか。していった場合の、そのコストがどこにはね返っていくのかというのは、何かイメージがあるのかなと思っての質問です。

以上です、まずは。

○山地委員長

通常ですと質問をある程度まとめてと思っているんですが、今のはちょっと、かなりスペシフィックなので、少しご回答いただけますか。

○松山新エネルギー対策課長

まず、お示しいただいた2つのご指摘についてみますと、1点目のところは、まさにこの情報

公開といいますか、情報に対するアクセス、公開についての範囲をどうするかということは、委員会の中でご議論いただきまして、それを踏まえながら対応していきたいと思っております。

やっぱりその情報の公開についてというのは、家庭用というところについてあえてここで書きましたところは、その余剰買取制度という仕組みは、家庭内での消費量というのを除いた上で余剰分だけ売電するという仕組みをとっています。ですから、家庭の中での消費、その家庭生活としての消費というものは抜かれて、その乗つけられた量がどれくらいになるかということを考えたときに、通常の事業は全量売電をして、そのパネルの効果から出てくる発電量の想定される稼働率として出てくるものに加えて、家庭生活としての消費量というのがある意味、如実に出てくる部分はあると思います。というところも含めて、現行の存在している余剰買取制度というものの持つ特殊性が、一定の配慮をする必要があるかどうか。

あと、実際にそういう意味で、10キロ未満と以下というのはある意味全然違う仕組みで設計をしているものですから、その特殊な部分というのはあるかどうか。全く情報が要らないというつもりもないんですけども、どの部分について特殊な配慮をしていく必要があるかなということを、ちょっと考えていくべきかということで申し上げているところでございます。

2点目のところの、そのコストのところについては、これは非常に難しい論点でございまして、規制をかけなければかかるほど、これを執行するための行政実務、もしくはこれに対する担保する枠組みというのはつくっていかなければなりません。当然のことながら制度全体として、これはそのコストベネフィットを考えていかなければいけない話かと思います。

そのため、この規律をどれぐらい厳しくしていくか。事前規制でやっていくべきなのか、事後の規制でやっていくべきなのか。役所で全部をチェックして、役所でやっていくとなると、それこそ一番厳しい考え方で言えば、その保安監督部が全部チェックをもう常時やっていく。もしくは、いろいろな定期点検みたいな仕掛けをつくっていって、年度年度で、毎時毎時、状況をチェックしていくということも必要になってくるかもしれません。

他方で、今ここで遵守してもらわなければいけないものというものが、目的、利益が何なのかということを考えていったときに、余り重た過ぎる仕組みをつくっても、コストばかりがかかつてしまうのではないかと。最終的に本当に著しく顕著な問題がある場合に、通報をいただいて、その場合は改善命令を打って消していくというような形をとるのも一つの案かなと思っておりますし、むしろそのあたりは委員の先生方からご意見を頂戴できればありがたいなと思っております。

○山地委員長

よろしいでしょうか。認定制度のあり方については、私の理解では、大きなところは、今まで

のF I Tの制度というのは投資促進であったということで、その認定制度が前のところにあったわけですけれども、今回の多分一番大事なところはむしろ事業促進と、しかも、きちんとした安定的な運用という事業の促進ということで、認定の時期も後ろへとずらそうとか、その規律にチェックをかけようとか、そういうことが提案されているということだと思いますので、ちょっと解説しておきます。

ご意見いただきたいと思いますので、ぜひお願ひします。

じゃ、岩船委員からどうぞ。

○岩船委員

ありがとうございます。1点ちょっと説明がクリアでなかったように思ったのが、3ページの認定時期の話なんですけれども、この認定取得時期をずらした見直し案というのは、例えば2ページにある、既にある未稼働案件に関しても、再度認定が必要になるということの理解でよろしいんでしょうか。

○松山新エネルギー対策課長

はい、そういう理解で考えております。

○岩船委員

そうですよね。ただ、この3ページ目だけを読むと、これから認定に関してのみの議論にどうしても見えてしまうので、今回資料だけが先にアップされますので、そこはきちんともう少し踏み込んだ記述をしていただきたかったかなと思います。

という上で、そういう既存の未稼働案件まで踏み込める、この見直し案に関しては、私は賛成です。今回系統接続の契約の締結後に、再度この認定取得を再度義務づけるということは、不良案件の整理が最小の事務コストで可能となるというふうに考えられますので、賛成です。

ただ、1点懸念されるのは、工事費負担金の契約というところで、つまりその認可する側の理由で系統接続がおくれて、認定取得時期がおくれてしまうというようなことが起こらないように、工事費負担金の契約がスムーズに行えるような仕組みを担保していただきたいと思います。

広域連携機関ですか電力会社との協力も必要だと思いますので、ここをなるべくスムーズに行えるようなシステムをつくっていただきたいと思いました。

もう一つ、4ページ目の認定案件の適正な事業実施、これはまさに、ぜひお願ひしたい。これは私も前から申し上げてきたことなんですけれども、やはり、ここまで、たくさん入って、分散されて入って、それを後から管理しようというのは物すごく大変だということは、もう身にしみてみんなわかったかと思います。やはり入り口のところできちんとした規制をかけることが重要ではないかと思います。鬼怒川の話、地すべりで崩落したパネルの話もありました。

東日本大震災の直後に、太陽光発電のシステムが建築基準法の対象から外されたという、規制緩和が、簡単に地すべりしそうなところにすらメガソーラーを建てやすくしてしまった原因の一つというふうにも聞いておりますので、そういったところの規制を再度強化して、入り口のところできちんと管理できるような仕組みをぜひ構築していただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

ちょっと余計なことを言いますと、3ページのところの認定取得の時期のところをずらしています。一時新聞報道等された「登録」というような言い方をしていたものもありますよね。これはその概念にほぼ相当するものというふうに理解していいかと思います。

私が理解している限りでは、崎田委員、辰巳委員、松村委員、それからオブザーバーの電事連八代さんと、この順番でまいりましょう。

じゃ、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員

ありがとうございます。先ほど、適正な運用に対してチェックをしていくような費用、社会的な費用はどこが想定されるのかというご質問がありました。そのやりとりを伺いながら非常に強く思ったんですけれども、今回、資料の2ページの認定制度の現状のところで、現状きちんと運用ができているのかというのを全国の経産局がきちんと聴聞をしておられて、そういうのにかかる費用とか、現状のチェックにも非常に大変な努力をされているというような感じがいたしました。

それで、そういうことを考えると、今できることはきちんとやっていただくことは大事ですが、この4ページのところにある、適正な事業実施に向けて制度をしっかりしていくというのは、今回の中でも大変重要なところではないかなとに感じています。

これに関してやはり、特に4ページのところの、例えばその大規模な施設の場合に地域のトラブルが発生するとか、やはり地域にとって大きな影響があるということです。こういう中で、エネルギー事業者さんが単なる収益事業を実施するのではなくて、社会的な公益性をたくさん持つておられる事業に乗り出しているという、やはりそういうような視点を強く考えていただくようなことが今回大事だと考えておりますので、こういう地域の方、あるいは地域の住民、あるいは自治体にきちんと情報公開をしながら取り組んでいくという、そういう視点を入れていくというのは大変重要なところだと思っています。

その基本に現在の実施状況、例えば今、4ページの下の右のところに点検の報告の内容が書

いてありますが、こういうところをきちんと入れながら制度をつくっていくというのが、非常に社会全体の信頼感、公益的な性格を持つ事業としての信頼感を持っていくために、大変重要なところではないかなど感じています。

その際、どういう方たちに、この新しい仕組みの対象と考えるのかというときなんですかでも、これは業界あるいはその制度全体の信頼感の問題ですので、これまですでに実施されている方も含め、全ての方を対象にして、この運用状態に関してきちんと点検していくという、そういう視点を持っていくのが大事なのではないかと考えています。そのところに関しては非常に強く、考えているというところです。

なお、今回の資料で、認定時期とその価格の決定時期というところがありますけれども、ここ三、四年の大きな動きを考えれば、運転開始にできるだけ近くという時期にしていただいたほうが私は安定すると思います。けれども、やはり工事を実施するというときには認定がきちんとしている、あるいは価格が決まっているということは、事業の上では大変重要なところだと思いますので、そこの前の段階ではきちんと入れていくという、今回の事務局の案、これで私も賛成をしたいと考えております。よろしくお願ひします。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、辰巳委員、お願ひします。

○辰巳委員

ありがとうございます。資料1のほうで各国のいろんな見直し等の例もお示しいただいたので、やっぱり、適時か適宜かわかりませんが、見直しをしていくということは必要であろうというふうに思いますし、日本は例えばヨーロッパ等に随分おくれておりますもので、いい方向に進めていくということに関しては、私は、まあ賛成ですとまず言いたいと思います。

それで、今回お示しいただいた案はおおむねいいというふうに思っていますがいるん、これは質問になるのかもしれませんがないん、例えば資料2の4ページの認定後の適正な事業実施というところ、ここは非常に重要だというふうに思っておりまして、適切に規律のもとに事業運営をしているのかどうかということをチェックしていただくということでいいと思います。それで取り消しもあり得るというふうに思いますが、そのときにどうなるのかなというのをちょっと考えたんですね。

例えば、もう既に設備があるわけですよね。それを適切に運営していないから、取り消しになったということは、設備は残り、事業者がバツになるということだというふうに想像していいんでしょうか。

そうしたときに、そのまま事業者がバツになったから取っ払うという話でもない  
ように思いますもので、手放す事業者がいたときの対応も含めて、追加して検討するところに加  
えていただく必要があるかなと思っております。

それからもう一つ、20年過ぎて、さっきは余剰電力の話がありましたが、そうじゃなくて2012  
年からスタートした事業者にとっても、20年というのが期限としてあるわけですが、その人  
たちが20年後にどういう態度をとるかというのは非常に重要な話だと思っておりまして、それが  
まさに目先の利益だけを追いかけやっている事業者か、責任ある発電事業者となるのかという  
ところの見分けになると思いますので、そのあたり、先の話になるかもしれないですけれども、  
きちんと見ていくべきかと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。質問もありましたけれど、発言ご希望者が多いので、ちょっとまとめ  
て後でお願いしたいと思います。

じゃ、松村委員、お願いします。

○松村委員

最初は本当に純粋に質問で、意見ではありません。岩船委員がおっしゃったことと、事務局が  
答えたことが、ちょっとわからなかつたので確認させてください。

この3ページ、この資料を素直に読んだときに、岩船委員が素直に読めばそうですねといった  
通りに僕は読んでいたのです。つまり、この見直し案は、これから認定を取るものについてはこ  
ういうルールに変えるのだと思っていた。ところが、素直に読むとそうだけれど、そうじゃない  
ですよねとご質問になったような気がした。既に認定を取った後で、その後でなかなか進まない  
という滞留案件も対象にすると事務局は回答された。要するに既に認定を取っているものも取り  
直してくださいと言っているとご回答になったように聞こえた。それで正しい、つまり私の最初  
の素直な読み方は誤解だったという理解でいいのですね。

○松山新エネルギー対策課長

(うなずく)

○松村委員

私は誤解していたことがわかりました。既に認定を取っているものも取り直しをするとい  
う案ですね。ありがとうございました。

次に、4ページ。適切な点検・保守を行うことというのに関して、これを要求することの目的  
を明らかにする必要があるのではないか。適切な保守を行わないことによって、稼働率が下がる

だとか、数ヶ月間停止するだとかが仮にあったとしても、そうすると売電収入を得られないわけです。F I Tで高い価格で買ってもらえるという特権を生かせなくなるわけですから、事業者は当然に、ちゃんと補修するインセンティブがある。だからここで書かれているのはある意味では余計なお世話。しかしそうではなく、これは例えば家庭用だったら10年の買取期間後に直ぐに壊れてしまうような保守ではなく、もっと長く使ってほしい。買取期間20年のものでも、もう少し使ってもらえることを前提として、これだけ後押ししているので、20年たつたらもうあとは捨てますという、そういういい加減な保守をしないで欲しいという意図なのだと思います。その意図を明らかにしていただきたい。そうしないと、合理的な目的を超えた過剰介入になる恐れが若干あります。

それから次、5ページ目です。これは意見です。太陽光以外と太陽光についてはもう既に現在で分かれているわけで、太陽光については買取価格の決定は運転開始時でいいと私は思っています。これは以前にも申し上げて、採用はされなかつたわけですが、意見が変わっていない。リスクが増えるというのは十分わかっていますが、それは発電事業者だったらそれぐらいのリスクは当然とるべき。他の発電手段だったら、価格なんて発電し始めた後でもずっと決まっていないわけで、そういう意味では大きなリスクを負っている。こちらはもうそれより遙かに小さなリスク。それぐらいのリスクをとらないで、発電事業として本当に参入してもいいのかも考えるべき。スクがあるといってまた反対されて、絶対採用されないとは思いますが、リスクがあるからよくなないと思考停止すべきでない。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、電事連、八代さんなんですが、その後、荻本委員、秋池委員、それから高村委員、あと、ちょっとすみません、こちらは見落としたのですが、オブザーバーの方、太陽光のほうからいきたいと思っていますので。

じゃ、八代さん、どうぞ。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電気事業連合会の八代でございます。今回、認定時期を接続契約の締結後という見直し案につきまして、電力としては特段異論はございません。

その前提で、1点要望させていただきたいと思います。

資料の5ページに、調達価格の決定時期の設定にかかる考え方方が例示されておりますけれども、現行では接続申し込み後に行う系統接続のために、調整に相応の時間を必要とする場合であ

りましても、発電事業者にとりましては調達価格の予見性が損なわれることのないように、いわゆる270日ルールが設定されているところではございます。

今回の見直しに当たりまして、仮にこの270日ルールが廃止されたりいたしますと、こうした予見可能性が損なわれてしましますし、ひいては発電事業者の方々から、過度なプレッシャーによって、私ども電力会社にとりましては系統接続のための過度な業務の集中ですとか、調整をせかされるというようなことで、実務に支障を来しかねないということを懸念しているところでございます。こうした問題が生じないように、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

じゃ、荻本委員、お願ひします。

○荻本委員

まず、若干こだわりの質問ですけれども、F I T というのは市場、再生可能エネルギーを導入する市場をつくるというのが当初の目的だと。なんだけれども、きょう何度か委員長からもご発言がありましたように、その性格はもう大きく変わったと。なので、その前提で議論をするんだということですねというのが、第1番目の質問でございます。

あとは各論ですが、第1番目に、その認定の時期に関しては、私も、松村委員が言われたように、ほかとのイコールフッティングというのを考えれば、運営時期で決まるということであっても、それは非常にゴージャスな条件だと思います。なので、そこで十分だろうと思いますが、今回のご提案に関して大反対ということではございません。今より大分よくなるというふうに考えております。

ただ、やはり、今回も非常に小さな50キロワット未満の工夫が行われたように、どんなルールをつくっても、やはりそのルールをうまく解釈する人は必ずいるということがございますので、例えば今のご提案の時点で認定をしたとしても、一定期間内に工事が終わらなければそれは無効であるとか、いろんなその可能性を考えた制度を、実務的にはご検討いただきたいというふうに思います。

それから、認定後の適正な事業実施ということにつきましては、もう既に議論が出ており、動いている状態をモニターするということは当然でありますけれども、今その地方で起こっているように、何らかの事業を行って、田畠を潰して、そこから廃業するとそのまま建物が残ったり、または、もうもとに復旧できないような土地の状態になったりするということが起こっていることが、太陽光発電に関しては非常に大きな面積を必要とする、そういう性格を持っていますので、

ぜひそこまでを考えた制度をお考えいただかないと、荒れるだけ土地が荒れてそれでおしまいということが起こってみると、もうどうしようもない状態かなということを思います。ということで、ライフサイクル管理、その最後の土地の利用可能性、または廃棄ということを考えてご検討いただきたいと思います。

どういうそのデータを報告すべきかということについては、まさにいろんなその目的がございます。その目的に即して、例えばその設備管理のための目的、または毎日の電力システムの運用に関する目的、いろんなものに即していろいろなデータを提供する、報告するということが必要と思われますので、そこまでを検討して具体的な中身を詰めていただきたいというふうに思います。

最後に、2ページにございます、いろんな土地のいろんなカテゴリーのものに対する取り組みということなのですが、一生懸命見ようとしたのですが、そこで何が行われているかは全くやはりわからないので、次回に向けて、ここに対して一体どういうことが実際に行われていて、どこまでいきそうなのかというのも、やはり現実を見ながら将来のことを議論できればよいかなどというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、秋池委員、お願いします。

○秋池委員

3点ございまして、一つは、認定時期につきましては、私もこの後ろ倒しに賛成であります。ただ、これをやりましても、2ページに書かれていることの全ては解決していないわけで、事業費用の低減を待つて手をつけるというようなことは、工事をおくらせることによって起こり得ますので、今までよりずっとよくなっているものの、その点については検討していく必要があろうと思っております。

それから、もう一つは、電力、発電事業をやるということは公益に資する事業をやることです。公益に資するという中には幾つかの要素があると考えます。まず、事業を長期に運用していく責任を持った取り組みをしていただくということが大事ですし、そのためには地元との融和ということも重要なですので、地元に対して情報を公開していくということが今回議論されるのは、非常に重要です。

それから、3つ目ですけれども、認定後ということですが、その事業者の事業計画の中に、荻本委員もおっしゃっていたことでありますけれども、事業を終わらせるときにどうするんのか、

設備を放置されたりしますと、産業廃棄物の問題が起こり得ます。放置させるのではなく、きちんと事業を終わらせるということも包含した計画が必要だですし、計画作成時に事業の終了を事業者が考えていないのだとしても、どうにどのように片づけるのか、売却という方法もありますけれども、そういうことも想定した制度である必要があふうにると考えております。

○山地委員長

ありがとうございました。

次は、高村委員ですね。お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。5点ございます。

1つは、認定の時期をおくらせるという提案について、とりわけ太陽光については、その提案の背景、事情というのはよくわかります。ここに出されている内容に加えて、新エネ小委で出ておりましたけれども、型式変更による認定の取り直しを避けるために、より効率的な型式があるけれども旧型式を使う、それが逆にコストを上げるという、そういう構造があるという指摘もされておりましたので、できるだけ運転開始に近い時期という新エネ小委での議論に沿った形だろうというふうに思います。

他方で、その際に太陽光に関して2つ、ご留意をいただければというふうに思っていますのが、崎田委員からもありましたけれども、1月の施行規則の改正の折にも議論がありました、やはり一番大きな問題は、このタイミングで果たしてファイナンスがつくかどうかという点だと思います。そういう意味では、お尋ねにもなりますけれども、1月の施行規則の改正のときに太陽光の価格決定の後ろ倒しをいたしましたが、これによって導入にどういう影響があったと評価をするかという点についてご質問いたします。

これにかかわって、新エネ小委ではファイナンスの専門の委員もいらっしゃったわけですけれども、発電事業者、あるいはファイナンスにお詳しいオブザーバーの方もいらっしゃるかと思いますので、発電事業者の方はよくご存じでしょうから、発電事業者の方にぜひこの点についてはご意見をうかがいたいと思っております。

太陽光に関してもう一点は、これは岩船委員が既にご指摘になった点でありますけれども、いつまでたっても接続契約ができないという事態は、何らかの方法できちんと回避をする必要があると思っております。これは先ほど電事連の八代さんからもありましたけれども、一つの対応としては、1月の施行規則の改正と同様の対応、一定期間を経過後は認定するといったような対応は必要ではないか。こうしたことが悪意で行われることはないと思いますけれども、しかし、ないということがきちんと制度上保証されることが、投資の見通しを明確にしてファイナンスをつ

けるということにつながるんだろうと理解をいたします。これが1点目でございます。

2つ目は、太陽光以外の認定のタイミングがこれでよいかという点であります。これはオブザーバーの発電事業者の方にもうかがいたい点であります、特にリードタイムの長い発電設備について、従来、これまでの新エネ小委の議論では、早期の価格決定と長期的な価格の見通しが必要という議論であったかと思います。そういう意味では、これは次回でしょうか、価格決定のタイミングや方法と強く連関をしていると思いますので、ここで即時に結論を出す必要はないかもしませんけれども、価格は決定したけれども、長期で価格の見通しはついたけれども、最終的にFITのもとでの設備かどうかの判断が公的に行われないまま、最終的に認定がだめになつたといったような可能性があるとすると、投資判断を非常に揺るがすのではないかという点を懸念しています。

そういう意味では、何らかの形で事業の適正さというのを認定、あるいはそれに準じる形で公的に確認をする仕組みというのが必要ではないかと、今の時点では思っております。例えば、太陽光以外は認定の後ろ倒しをしない、従来どおりというのも一つの選択肢だと思いますが、もう一つの方策は、全体として認定は接続契約の締結後にするけれども、イギリスなどがやっていますように一定の発電設備、リードタイムの長い発電設備については予備認定といったような形を入れるというのも一つの案かもしれません。この点は、先ほど言いましたように価格決定のタイミングや方法にもかかわるところだと思いますので、次回も含めて検討いただければと思っております。

3点目でありますけれども、これはちょっと技術的な点であります、認定の前に接続契約を締結することになっているかと思いますが、この場合に、確かに改正電事法でのオープンアクセス義務というのがあるのですけれども、改正電事法と再エネ特措法のところで、接続契約締結時の接続にかかる条件、あるいは拒否事由というのは異なっていると思っております。この点は、たしか資料のどこかにも課題として書かれていたように思うのですが、例えば、接続契約を結ぶ側が、どちらの法令に基づく契約かというのがあらかじめわからないといふのかどうかという点であります。より具体的に言うと、どういう接続契約になるんでしょうかという質問でございます。

4点目でございますけれども、先ほど岩船委員、松村委員から指摘がありました点で、今回のご提案というのは、松山課長からのお答えにもありましたように、これまで認定はされたけれども運転開始をしていない案件について、新認定制度のもとに移行することで、その旧の制度での認定をいずれかの時点で消していく、そういう意味を持っているご提案だと理解をしております。

私自身は、一定の配慮をした上で、現状を見ますとやはり非常に多数の未運開案件がございま

すので、何らかの方策が必要で、今回提示された案は一つの案として十分議論する余地があると思います。

ただ、留意をしていただきたい点がございます。岩船委員からもご指摘のあった点だと思いま  
すが、きちんと周知をする、こういう方法で現在の既認定・未運開案件の取り扱いをこうする  
ということを、きちんと知らせることが必要だろうと思いますし、同時に、新認定制度のもとで即  
時に失効するといったような形ではなく、一定の十分な猶予期間、経過措置を定めるというこ  
とが非常に重要だと思います。特に事業者の責に帰さない理由において認定が取り消されるとい  
うような場合については、例外としてきちんと定めが必要ではないかと思います。

そういう意味で、慎重で丁寧な経過措置、事業にかかる時間も考慮した経過措置を盛り込むと  
いうのが条件であろうかと思います。

長くなって申しわけありません。最後であります、情報の公開については、基本的に賛成で  
す。地方自治体等々、関連法規や条例にきちんと従っているかどうかということをチェックする  
ためにも、情報公開はすべきだと思います。

他方で、住宅用については、何の情報を出すかについて考慮した上で、個人情報の保護の観点  
からも、一定の差別化といいましょうか、配慮が必要であろうかと思います。

同時に、これは松村委員もおっしゃいましたけれども、基本的に自家消費を前提とした住宅用  
は、基本的に発電をし続けるところにメリットがあると思いますから、過度な規制にならないと  
いうのは、一つは行政コストを下げるということにもなると思いますので、この点については情  
報公開の際に、それから関連の設備の維持義務等々の考慮の際に、ご検討いただければと思いま  
す。

以上です。

#### ○山地委員長

本日はもう一つ、買取義務者という重要な議題もありますので、あと発言ご希望の方がかなり  
おられます、短目にお願いいたします。

この後は、オブザーバーの事業者の方、太陽光、風力、水力といって、それから、私の認識で  
は大山委員、大橋委員、それから経団連の長谷川さん、ここまでにしたいと……すみません、そ  
れは私の中にも入っていたのに今、言い忘れました。大橋委員の後は野村委員で、長谷川さん。  
そこまでにしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

では、ご発言は簡潔に、よろしくお願ひいたします。

#### ○亀田オブザーバー

ありがとうございます。太陽光発電協会の亀田でございます。

3点ありますが、1点目は、先ほど岩船先生がおっしゃった、鬼怒川ですとか斜面の話ですけれど、建築基準法の対象から外れたというご発言がございましたが、ちょっと誤解があると思いますので。過去、その規制緩和は行われましたが、対象としているのは一般電気工作物、例えばスーパーの屋上に設置するような太陽光発電の部分で、電気工作物として規制の範囲内で対応できるというところは、その建築確認を外すという意味でその対象になっていない。あるいは、農地に設置する場合の一部の部分ですね。ですので、全部その建築基準法から除外されるということではございません。太陽光発電協会としましては、そういったその連系以外の土木建築に関するチェックリストの部分を出して、広く啓発を進めているところでもございますので、よろしくお願いします。

本論のところでございますけれども、きょう事務局からご提案いただきました認定制度の時期、認定の時期については、基本賛成でございます。ただ、これまでいろいろとルールの変更がございました。市場ではその変更のたびにいろいろと混乱が起きますので、それについてはご配慮いただきたいということと、価格決定時期との兼ね合いを、ありますけれども、できるだけその短い期間で決定できるようにしていただきたいと思います。

この時期が、ご提案の内容になりますと、今までのような設備認定が一時にがつとう来るというようなことが少しでも解消されるのではないかというふうに思って、大変前向きに捉えたいと思っておりますし、これが滞留案件の解消につながるということであれば、非常に歓迎なことでございます。

それから、価格決定時期でございますけれども、私どもとしては今、先般、接続契約時期に移行したところでございますので、今しばらくはこのシステムを維持していただきたいと思っております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

祓川さん、お願ひします。

○祓川オブザーバー

風力発電協会のほうからです。

我々としては、調達価格の決定時期は現状の制度としていただければと思います。ただし、委員の先生や経産省のほうでご決定されるのであれば、②ですか、接続契約時ということでも従つていきたいなというふうに考えております。

特に、先ほど高村委員のほうからお話をあったのですが、5ページの右の下の表を見ていただ

くとわかりやすいんですけども、風力発電は5年から8年というような、事務局で書かれているんですけども、環境アセスが最低でも四、五年あるということが大きなネックになっております。したがいまして、英国でそういうルールがあるのかどうか、私、存じ上げませんでしたが、予備認定をいただいて、きちんと環境アセスをし、着工を迎える案件については、予備認定時の価格でその事業が実施できるようなシステムを、ぜひご検討いただきたいということでございます。

例えば風力の場合ですが、今現在、北海道や東北で大規模な送電網を敷設し、その先に大規模な風力発電を接続するというような計画が順次進んでいるような状況でございます。送電線のコストというのは基本的に風力発電の収入で賄うということになっていますので、風力発電の設備認定、収入が確定しないと送電事業に着手できないという問題がございます。送電事業だけでも最短で5年はかかるということなので、送電事業が決まらない、風力発電の価格が決まらなければ送電事業はスタートできないというようなこともありますので、ぜひご検討を賜ればと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、中島さんどうぞ。

○中島オブザーバー

3点ほどあるんですけども、まず第一に、私、全部3ページのことについてお話をします。この3ページの図なのですが、この図は多分、太陽光の議論はこの図でいいのかもしれませんけれども、少なくとも小水力の場合、調査設計という非常に大きなプロセスが必要にもかかわらず、それが入っていない図で議論されると、多分、ミスリーディングになるおそれがあると考えています。

これまで、過去の新エネ小委員会では、発電方式ごとに標準の工程表、要するに概略調査とか、詳細設計とか、ボーリングだとか、アセスだとか、それぞれについて工程表を書いて、その上でどのタイミングが適切かという丁寧な議論をしていただいたと思うのですが、この図で全部の新エネを一遍に議論というのは、ちょっと議論としていかがなものかなというふうに感じております。

第二に、未稼働案件の問題ですけれども、この未稼働という言葉で一くくりにされていますが、それも真面目にやろうとして系統制約で今やりたいのにひつかかっているものと、それから、最初から転売目的で認定を取得したものと、ごっちゃというのもちょっといかがなものかなと考え

ざるを得ません。

私、これから話すのは、特に小さな村おこしとかでやっている200キロとか500キロの規模を念頭に置いてお話ししますけれども、そういったものをやるときに、今、全国で上位系統の容量問題にひつかかっているものが多数あります。一つ具体的な事例で言うと、ある電力会社で198キロワットの計画で、もう設計まで上がっているんですけども、要するに上位系統ということは、変電所Aと変電所Bを接続する66キロボルトの線が細いので、1回線ふやさなければいけないという話になっています。そのときに、もちろんその200キロワットのためにふやすわけにはいきませんけれども、ほかにも多数の発電案件があって、電力会社のほうも、でしたらふやしますと、そのかわり費用がこれかかりますので、負担金は1キロワット当たり幾ら払ってくださいね、それでもりますかといったプロセスを今、進めているところです。

そういうものは、真面目にやろうとしているわけですから、それを未稼働と言われてもどうなんだろうということで、もう一つその3つ目の、滞留という言い方をしていますけれども、今の問題、滞留が悪いことのような議論をしておられます。確かに太陽光協会がおっしゃったように、太陽光において滞留はないほうがいいのかもしれませんけれども、今言ったように上位系統の回線をふやすかふやしないかという問題のときに、じゃ、滞留案件が全くないのに、電力会社がここ来そうだなと思ってさっさとふやして、その後どうぞ来てください、来てくださいというやり方ができるかというと、恐らく現実的ではないと思うんですね。そうではなくて、やりたい人たちがどんどん申し込むんだけれども、線が細いからできません、できません、待ってくださいと言っていて、ある程度滞留が来てから、電力会社は、じゃあふやしましようと、ついては負担金幾らですかというのが順序として筋だと思うんです。

ですから、そういう点でも、滞留が悪いことという前提の議論もちょっと問題かなということです、以上3点、こちらか申し上げました。

○山地委員長

ありがとうございました。

それでは、大山委員、お願ひします。

○大山委員

既に皆さんいろいろご発言されているので、ちょっと簡略にお話ししたいと思います。

まず、4ページのところの適切な事業の実施ということですけれども、私も最初にF I Tが終わった後どうするんだという話を申し上げましたし、松村委員を初めほかの方からもいろいろお話をあったというふうに思っています。また、荻本委員のほうからは、設備撤去するのをどうするんだという話がありました。

そのところは、でも、この資料を見ると、そこまでどうやって制度でやるのかというのが余りはつきり書かれていないうな気がいたします。ですから、やっぱり制度上どう担保するのかというのが非常に大事かなというふうに思っていて、例えば、これは単なる思いつきで、そうしろということのアイデアじゃないんですけれども、今F I Tで20年での幾らですとなっているのを、ちょっと安くするけれど25年いいですよとか、そういうようなオプションがあつて選べるなんていうのも一つのアイデアかななんていうふうに思っています。その辺、そういう意味で制度上やる気が起きるようなことを、ぜひ考えていただきたいなというふうに思っています。

それから、ほぼ同じようなことなんですかけれども、価格の決定時期、これはやはりそのときに使えるベストな技術というのを考えると、原則的には運転開始時期というのがいいんじゃないかなというふうに思っています。ただ、価格の予見性やその他いろいろ問題があつて、やむを得ず少し前に持ってくるというのは、これはありだと思うんですけれども、その場合には系統の整備その他というのも今お話がありましたけれども、不必要に延ばすというのをどういうふうに抑えるかという、これもなかなか難しい制度上の話だと思うんですけれども、そういうところをしっかりとやっていただきたいと思います。

自分の責任でなくて延びた場合でも、使える技術は新しくなっているので、運転開始でいいという気もするんですけれども、それではやはり厳しいというご意見もあるかもしれません。そのあたりも含めて、どういうふうに決めていくかというのはなかなか難しい問題だなど、ちょっと感想じみていますけれども、以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員

ありがとうございます。3点ばかり、手短にコメントさせていただきます。まず3ページ目、認定の取得についてですけれども、そもそも、どうしてこの認定の取得が前倒しになったかということを思い起こしてみると、接続申し込みが殺到すると、それに関わる調整や事務処理が大変になるのではないかという懸念が背景にあったのではないかと推測します。

先ほど電事連からちょっとお話をあったかもしれませんけれども、そういう事務的な問題とか懸念というのが一定程度解消されるような形で、認定というものを後ろ倒しするというのは、私もいい案だと思います。

なお、未稼働案件が滞留することの問題は、そもそもその価格の決定時期を後ろにしたほうが、事業者としてはそれだけ、価格の決定時期との関係で、メリットが得られるようなインセンティ

ブを逆に与えてしまうことになっていたから問題だったはずで、だから、今回取り上げられている事象は、再エネの種別で考え方を変えて仕切ったほうが、本来いい話なのかなと思います。今議論しているのは、既にかなりの普及が進んだ再エネを念頭に置いて話をしていますが、それ以外の再エネについては、もう少し普及を促す意味でも、ある程度の事業の予見性というのはこれまでと同様に、あるいはそれ以上に担保していかなくてはいけないだろうというふうに思います。

今、価格のところもあわせて申し上げた感じなので、最後、情報公開ですけれど、私は全量買取に関する電源については、少なくとも情報開示されたらいいんじゃないかなと思います。賦課金を課せられている消費者の側、電気の需要家にしても、一体どこにお金が使われているのかというのよくわからない状態がずっと続いているわけで、そういう意味で公開されるというのは、私は全量買い取り対象の電源についてはいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、野村委員、お願いします。

○野村委員

ありがとうございます。ちょっとお時間がないみたいですので、1点だけ。

認定時期をおくらせるという部分に関してなんですけれども、未稼働となる案件を減少させるという意味の目的は理解できるわけですが、先ほど座長のお話にもありました、F I Tの目的が投資の促進から事業としての促進というように、良質な案件、優良な案件というのはむしろ推進するというものは、目的とされているのだと思います。

そういう意味で、認定の時期をおくらせるということは、良質な事業者に対しても事業計画を立てづらくさせてしまうというような犠牲を一部伴うものであるのか、もし、そういうことがありそうだということであるならば、未稼働となるような案件を減少させるような方法というのはほかにもあるのだろうと思います。今実際にやられていますけれども、失効期限を規模の小さな案件でももう少しつけておくこともあります。

もう一つは、未実施の際にはペナルティーのようなものを与えていくということもあります。実際の未稼働にはいろんなやむを得ない事情が事業者にはあるのかもしれませんから、そこはやはり役所としてきめ細かい対応といいますか、やむを得ない事情は考慮して、実際にペナルティーを課すかどうかは別としまして、そういうペナルティーのメニューを与えてしまうという形の中で、優良な事業者に負担をかけないような形で、余り優良ではないといいますか、そうではないような事業者に対してのみ少し負担をかけていく制度もあるんじゃないかなと思います。

その上で、なぜ今回そのちょっと認定制度をおくらせるということになるのか、慎重に検討をされたうえのことかもしれません、ご回答いただければと思います。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、長谷川さん、お願いします。

○長谷川オブザーバー

ありがとうございます。手短に4点申し上げます。

まず、価格の決定時期に関しましては、少なくとも太陽光に関しては、運転開始時に決定にするということでよろしいかと思います。その他の電源については、電源の、ややきめ細かな対応も必要なのかなというふうに思っているところでございます。

あと、事業開始後の管理の件でございますけれども、4ページの資料を素直に読みますと、これは松村先生が言われた、何のために新しくあれを課すのかというのにもかかわるのかもしれません、4ページの資料を素直に読むと、左側に発電設備の基準があって、それをちゃんと基準をずっと継続的に満たしているかどうかのエンフォースメントを強化するということで考えているというふうに理解しております。

気にしておりますのは、それに伴う、先ほど行政コストを中心に松山課長からご説明があったわけでございますが、調達価格への反映がなされて、国民全体の負担がふえるようなことがないようにしていただければというふうなことでございます。

最後、認定制度につきましては、これは未稼働案件については再取得ということで、非常に評価したいというふうに思っております。

あと、確認だけでございますけれども、当然、多分論理的な帰結だと思いますけれども、調達価格についても改定されるというふうな理解をしておりますので、もし違っていればご指摘いただければと思います。

あと、これについての経過措置でございますが、ご指摘がありましたけれども、平成24年認定あるいは25年認定といったものについて、相当の時間がたっているわけなので、周知あるいは経過措置が長期に必要なのかというのは、再検討していただければということでございます。

あと、一番最後に、すごく大きな問題を申し上げたいと思いますけれども、資料の第1の11ページに、制度導入当初の想定と今の導入量の見込みというのがございまして、相当導入量も負担も大きくなっているという現実がございます。今、論点として前回の資料でも挙がっておりますところを見たところで、この導入量、あるいは負担額のコントロールがうまくできるのかどうかというのは若干不安なところがございまして、そこにどういうふうにアドレスしていただくかと

いうのは、今後検討していただければというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございます。

もう一件議題がございましたので、少し時間制約したようなことになります、申しわけありません。

質問については、事務局で後でまとめて答えていただくので、本当はここがいいんですけど、ちょっとと早目に退席される委員の方もおられますので、2番目の議題に先に進んで、回答はまたその後ということにしたいと思います。

私なりに今までの議論を総括しますと、調達価格の決定時期については、次回議論する予定の調達価格をどういうふうに決めるのか、それから、先の予見性をどう出すのか、そことも絡みますのでね、ご意見を踏まえて今後議論する。

前段のほうの認定時期の移動とか、あるいはその一定の規律を設けるとか、情報の公開とか、ここに関してはおおむね賛同がいただけたのではないか、ご注文はいろいろつきましたけれど、そういう理解であります。

ということで、2番目の議題でありまして、これも重要な案件ですが、買取義務者ですね。これについての議論を始めたいと思います。

ご発言ご希望の方は、ネームプレートを立てて意思表示をしていただければと思います。よろしくお願ひします。私が先ほど申し上げた、早目に退席される方を優先したいと思いますので、ご発言ご希望のときはそうしてくださいね。

では、まず高村委員からいきます。それから辰巳委員、崎田委員、それから八代さんといきましょうか。よろしくお願ひします。

○高村委員

ありがとうございます。早く退席するものですから、申しわけありません、ご配慮ありがとうございます。

買取義務者に関してでありますけれども、事務局から資料を出してくださいましたように、私としては、本来的には送配電事業者を買取義務者にすべきではないかと思っております。これは主なメリットに記載をされている点、新エネ小委でも議論があった点ですけれど、小売の自由化に伴う競争中立性など、送配電事業者を買取義務者にすることによるメリットが書かれておりますけれども、こうした点を理由にいたします。

あわせて、これは確認でもございますけれども、買取運用ワーキングで小売事業者の買取義務

量の設定の議論をいたしましたが、買取義務者を送配電事業者にすることでその上限はなくなるという理解をしておりますが、そういう理解でよいでしょうか。

ただ、一つ、ご留意、ご検討いただきたいのは、特に地域で発電した再エネ電気を買い取って地域で販売するような、いわゆる新しい市場でのプレーヤー、ビジネスモデルがでてきてるよう思います。これは同時に、エネルギー基本計画の中にもあります地域分散型エネルギーシステム構築の非常に重要な担い手でもありますが、そこからの懸念が漏れ聞こえております。それは、送配電事業者が買取義務者になることで、市場で調達するとなると十分に調達できるのか、これは量と価格の観点からといっていいでしょうか、そうした買取義務者を送配電事業者に変更することへの懸念があるように思います。その意味で一定の何らかの措置、あるいは経過措置が必要ではないかと考え、事務局側からありました既存契約の維持については基本的に賛成をしたいと思います。

事務局へのご質問ですが、この既存契約は大体どのぐらいの長さのものなのか、契約更新の取り扱いはどうなるのでしょうか。

もう一つ、ぜひご検討いただきたいと思うのは、新規の契約に関してであります。これは、全ての契約についてということではございませんけれども、先ほど言いました、地域分散型エネルギーシステムの担い手になるような、一定の地域ベースといいましょうか、コミュニティーベースの事業者に関して、一定の条件を満たす場合には、送配電事業者から一定の契約分を優先的に調達できる等々の配慮はあってもよいのではないかと思っております。

3点目でありますけれども、論点で出されました、送配電事業者が買い取ったFIT電気の取り扱いですが、最終的には市場に出していくというのを支持いたします。ただし、事務局からもありました、現在の卸電力市場の現状を見ると事実上FIT電気だけの市場になってしまうようにも思いました、これは市場にとって必ずしもいい状況ではないのではないかとも考えます。そういう意味では、市場に一定の厚みが出てくる措置をとりながら、少しずつ漸進的に、時間をかけて市場に様子を見ながら出していくような慎重な取り扱いが、先ほど言いました地域ベースの小売事業者さんの懸念に応え、同時に市場にとって必要な措置ではないかと思います。

資料1のスライド11でドイツの例をご紹介いただいて、これはいい例だと思いましたけれども、ドイツも市場に一定の厚みが出てくるまでは、全て市場に出すという形よりは一定のルールで小売に配分をするという形をとっていたという点については、留意が必要かと思います。

最後に、小売期間の終了後の扱い、これは非常に大事だと思っております。せっかくFITで育てて、賦課金なしで発電をしてくれる再エネがきちんと需要家に届くという意味においても、この一定の措置が必要だと思っております。基本的に事務局から提案がありました最終的な買取

の保証の仕組み、それから、住宅用太陽光等々に関する一定の配慮には、賛成をいたします。

あわせて、この条件等を検討いただく際に、ぜひ自家消費を促す施策というのを入れていただきたいと思っております。これは全体としての系統負担を下げるという意味もございます。ここでの議題だけではございませんけれども、全体としてそうした施策を盛り込んでいただきたいと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。買取義務者のお話ですけれども、私としては、基本どちらでもいいと いうふうに思っております。私の立場からすると、これから始まる小売の自由化と、それから、この委員会のテーマである再エネ導入の促進というのが結びついてくれる制度、つまり私たちが再エネを選んで購入できるならば、どちらでも結構ですということを言いたかったんです。

しかし、事務局のきょうの資料を見る限りは、どちらかというと送配電事業者の方向に傾いているように読み取れたもので、それを読んだ上での質問なのですがなん、松山課長さんの言葉の中には、送配電事業者が一括してネットワークで買い取るという、そういうお話だったというふうに思いますかと思うん、文章の中にはその「一括して」という表現が入っていないんですね。

それで、「一括して」という表現が非常に重要だと私は思っておりまして、全国大でのその融通ということが大事だということだから、全国大のネットワークとして買い取るというふうに、できるのかどうか。つまり、送配電事業者も結局地域で分かれるわけで、結局、地域とその送配電事業者の関係というのが残るというふうに思いますので、その「一括して」ということが可能なのかどうかというのが、一つ確認したいということです。

それから、12ページでしたか、図がありますがあるん、要するにお金のやりとりの話ですけれども、通常、事業の中でいろんな事業体がいて、お金のやりとりをしますと、必ずその中でマージンというものが発生するわけですよね、手数料みたいなイメージで。それが、この形になつたときに余計なマージンがプラスされる。つまり、小売電気事業者がとるとかというふうなことが起こらないのかどうか。どちらの仕組みであっても、そういう余計なお金が追加されるようなことが起こらないのかというのが知りたかったことです。

それから、あと、9ページの2の、制度の簡素化というふうに書かれている2つ目の四角のほうですが、買取義務者がみずから出力制御を行うと書いてあるところですけれども、これも条件

が必要じやないかと思っておりまして、再生可能エネルギーを優先給電するとか、あるいは出力制御をしている中身の数値ですね。そういう情報公開がきちんとあるという前提のもとでということをきちんと書いた上で、それでうまくいくんだったら、私はいいというふうに思っておりまして、この辺りこら辺が、もう少し詳しく説明が欲しかったところです。

すみません、長くなつて。基本的には、自由化を目前にして、消費者は、消費者の選択の確保をしていただきたいということとか、あるいは国として、地球規模的に環境政策を考えていかなきやいけないということとか、その他、市場の透明性、先ほどからも何度も出てきていますがいるん、そういう透明性の確保という点で、特に個人の需要家、つまり消費者の目線からはその説明が、わかりにくいんです。このお話は全て上から下に流れてきて、最後に消費者がいるという説明でしかないもので、やっぱり再生可能エネルギーをふやしてほしいというふうな消費者がとてもたくさんいますもので、そういう人がこの資料を見て理解できるような、逆の発想の、消費者目線からの、何かその示し方というのが欲しいなと思っています。

例えばの話ですが、さっきの12ページでもいいのですがいいんです、12ページの一番上の絵ですが、その中に書かれている文言、「他の電気と合わせて」販売なんていうふうな書き方をされてしまうんですね。これだと、私たちは、再エネを分けて買うことはできないというふうに思ってしまいますよね。だから、消費者の目線からもわかりやすく説明できる、あるいは関心のある人が見たら理解できるというようなふうな、資料のつくり方もお願いしたいなというふうに思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

崎田委員、お願いします。

○崎田委員

ありがとうございました。私はもうシンプルに発言させていただきます。

この資料を拝見した、その送配電買取、買取事業者をどうするかというメリットのことを考えれば、今回いただいた資料の範囲でいければ、送配電買取にしていただいて、このメリットをきちんと出るようにしていく。そして国民負担の最小化と、きちんとこの再生可能エネルギーをふやすという、こういう流れにきちんと持っていくいただいたほうが、社会全体として有益なのではないかという感じがしています。

ただし、いろいろ海外の取り組みなども拝見すると、市場に出すというところの変化が非常に大きくて、それに関してきちんとした、その前にベースの仕組みを整えているという印象があり

ますので、長い目で見るときちんと市場を育てていくということが大事だと思います。なので、それに向けた措置をきちんととるという、そういうような方向で考えていただければありがたいなど感じました。

12ページのところなのですが、その中でそのF I T電源の表示を行う方法というのが、これが物すごく大事だなと思います。やはり、再生可能エネルギーをきちんと消費者がわかって選んでいく、あるいは、そういう電源を買う事業者さんがどういうふうにきちんと社会に発信していくか、そういうようなことも考えて、F I T電源を選んでいるということがわかつていくような形にしていっていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

○山地委員長

電事連、八代さん、お願ひいたします。

○八代オブザーバー

ありがとうございます。電力といたしましては、最終的な買取義務者について、現状の小売から送配電事業者に移行することについて、条件というほどの大仰なものではございませんが、ぜひご配慮いただきたい点について3点ほど申し上げたいと思います。手短に申し上げます。

1点目は、来年4月から小売の全面自由化になりますので、一段と競争が進展するものと予想されます。したがいまして、小売事業者間のイコールフッティング、これにつきましてはぜひ特段のご配慮をお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、小売全面自由化に向けた諸準備ということで、いろいろなシステム開発を今現在進めてございます。こういう中で今回、買取義務者の変更ですとか、そもそもその固定価格買取制度の見直しに伴う変更が出てまいりますと、これをどのようにシステムに反映したらいいか。これはかなりシステム上の問題も予想されますので、法の執行時期につきましては、ぜひそういったシステム開発についてもご配慮をいただきたいと思います。

次、3点目でございますが、資料の12ページに、送配電事業者が買い取ったF I T電気についてどのようにするかということで例示されているわけでございますけれども、ドイツの例を見ますと、2009年法改正によりまして、一括して、そのF I Tによりまして、市場競争の外でコウソカイシを図っている公益社電源を成り行き価格、言いかえますとゼロ円で大量に売り、入札されるようになったということでございまして、この結果、非常に競争市場で本来あるはずの卸電力市場の価格が非常に大きく影響を受けたというふうに聞いてございます。これは、この結果、本来、自然電源を調整するような火力電源、これにつきましても市場から撤退をさせていくというような副作用も生じたということもございますので、ぜひともドイツのこうした先例を見ながら、慎重なご検討をお願いしたいということがございます。

また、あわせまして、この小委員会のミッションかどうか、今後の電力システム改革にも絡むと思いますけれども、こうした調整電源につきましてしっかりと投資、あるいは維持にかかる費用、これについて適切に回収される仕組みにつきましても、タイミングを失うことのないようご検討をお願いしたいということでございます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

次、大橋委員ですけれど、その後ですね、すみません、順番を間違っているかもしれません。岩船委員、松村委員、荻本委員と、こういう順番でまいりたいと思います。

大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

すみません、ありがとうございます。3点申し上げます。

まず、第1点目の買取義務者についてですけれども、送配電事業者にするという案に基本的に賛成でございます。

大量導入に伴って、買取に伴う需給調整というのは基本的に送配電部門がやるにもかかわらず、その費用を買取義務者が持つというふうなところを、ある意味整理する意味でも、またインバランス特例などいろいろ制度を作ってきましたけれども、結果として複雑な体系になってしまっているので、それをシンプルにする意味でもいいのかなと。更に言えば、小売事業者の調達する電源構成によって、その小売事業者の負担が変わらなくなるという意味でも、イコールフッティングを担保することとなり、いいのかなと思います。それが1点目です。

2点目は、12ページ目にかかる部分でございますけれども、小売電気事業者への引き渡し方法というところでございますが、市場経由での引き渡しということが論点としてあります。私自身、電力システム改革の重要な点の一つというのは、卸市場における価格シグナルというものをいかに適切に発揮させるかと思っています。そのためには、流動性をどう発揮するのかというのを極めて重要なんだというふうに思います。

ただ、そういう意味でいうと、再エネ電源を流すことというのは卸市場の取引ボリュームがふえるじゃないかというふうにも見えるのですけれど、ここで1点問題になりそうなのは、適切な価格シグナルという観点でいうと、再エネの電源を送配電事業者は一体幾らで卸に流すかということを考えたときに、かなりゆがんだ価格シグナルを発揮させてしまうことになりはしないかということを懸念しています。それは、そもそもその再エネの電源って、電源コストでみるとかなり高いところに位置するもののですが、補助金というか、今回のFITの制度でゼロ円に

近いところにまで引き下げられていて、それで全体のメリットカーブが右側へはじき出されるような形になってしまっているはずだと思っています。こうして形成される価格シグナルが適切でないのではないかという懸念が、ほかの発電事業者さんのご心配の背景にあるのかなと。ここのあるあたりは、価格づけをどうすべきなのかという点にも絡む点だと思いますが、1点、その卸市場に関する点として留意すべきかなと。

3点目なんすけれど、このFIT電気との表示を行う方法について課題があるということについて、1点だけ申し上げますが、このFIT電源というのは、以前も申し上げたことなんすけれど、これは温対法上、CO<sub>2</sub>排出係数の観点でいうと、全電源平均なので、その卸市場で調達する電気と同じはずだと思います。そういう意味でいうと、グリーンじゃないんですよね。そのあたりについて誤ったシグナルを出すのは、非常に実態とかけ離れているし、逆に温室効果ガス削減に資していないのではないかというふうに思います。

本来我々が考えなければいけないのは、ポストFITというか、FITによらない電源をどうやってふやしていくのかということだと思います。そうしたポストFIT電源にもっと目を向けるのが本来、政策として筋かなというふうに思っています。そういう観点でここの部分、12ページ目も論じていっていただけたらと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

岩船委員、お願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。2点あります。

1点目は、皆さんと同じ、送配電事業者を買取義務とするというのが、やはりシステムの運用上も安定すると思いますし、効率的だと思いますので、全面的に賛同いたします。その場合、今は卸電力取引所の取引量とがすごく小さいので、ほかの電源もなるべく玉出ししてもらえるような仕組みとセットにするべきではないかと思います。

もう一つ、私もどうしても言いたかったのが、もう大橋先生に言われてしまったんですが、FIT電気の価値ですね。FIT電気に環境価値がないというところは、もう既に、たしか電力システム改革小委員会の制度設計ワーキンググループで決着がついたと思うんですけど、またここで、ここにFIT電気の表示を行うというような、いかにもそのFIT電気に環境価値があるかのような議論をしてしまうのは、非常にミスリーディングだと思います。

もし、本当にグリーンな電気を買いたい人はFIT外の電気を相対で、高いお金で買えばよく、

それができるのも小売自由化だと思うんですね。ですので、ここにF I T電気に半端な価値を認めてしまうと、そういったF I T外の正当なグリーン電力が認められなくなってしまう、その市場がすごく狭められてしまうということが、すごく危険だなと思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

松村委員。

○松村委員

今まで出てきた議論にちょっと危機感を持っているので、座長には怒られますが、少し長く話させていただきます。

1つは、買取義務者が送配電というのは自然な解だと思うので、これは賛成します。

それから、買い取った電気をどうするのかというのは、物すごく重要な問題であるのに、今回の資料では余り出てきていない。しかし、それは買取義務者を誰にするのか以上に重要な問題だということはちゃんと認識していただきたい。過去のメントとかにとらわれないで、これからできることとして最良なことは何なのか、再生可能エネルギーの導入量が同じなら国民負担を最小にする、国民負担を一定にするなら導入量を最大にできるような制度を、どうすればいいのかというのを、ゼロからちゃんと考えていただきたい。

その意味で、市場に出すという点に関しては、J E P Xに出すのは自然な出し方ですが、もちろん相対取引で入札で出すというやり方もあり得る。仮にJ E P Xのスポットに出すのは問題があるとすれば、割り付けてしまうというのにいきなり行くのではなく、そちらのやり方も考えるべき。

次に、J E P Xに出すもの、相対でも同じようなことができると思いますが、自然なやり方としては、無理にでも電気に色をつける。F I T電源を優先的に買いたいという人は、通常の入札価格と別建てで追加のプレミアムを払って、その発電量を上限として、プレミアムを払った人にF I T電気を割り付けていくようなことは、技術的に簡単にできると思います。

そのときに、私は大橋委員や岩船委員の意見と真反対ですが、むしろ環境価値を割り振ってもいいのではないかと思っています。CO<sub>2</sub>とかという価値も、今までの発想をやめる。今までの発想は、今の制度からすれば極めて正当な自然なものだったと思いますが、これから制度を抜本的に変えることを前提にすれば、むしろ積極的に価値をつけていけばいいのではないかと思っています。

どういうことなのかというと、それをつけるためには金払うことになる。プレミアムとして払

った部分は、賦課金をそれだけ減らせることになる。賦課金の制約をもとに導入量が決まっているのなら、それは導入量を増やすことにつながるはず。賦課金を減らすためのプレミアムを少しでも多く払ってくれるような、そういう制度設計を考える価値はあると思います。

そのときに、当然CO<sub>2</sub>価値というのは一定程度あるはずだから、最低入札価格、プレミアムの最低価格というのはそれに合わせてつけることは必要だと思います。それよりも更に多く払ってくれるかどうかは、市場に任せればいいと思います。

こういう制度を整えれば、例えば消費者はF I T対応のクリーンな電気を求めているという主張が正しく、消費者の要求が強ければ、買うほうも、つまり小売り事業者も、できるだけそれを調達したいというインセンティブが出てくることになる。高いプレミアムを払うインセンティブが出てくるはず。そういう消費者がほとんどいなければ、そのプレミアムは恐らく最低価格に張りつくでしょう。そうすると、消費者あるいは消費者団体が、クリーンな電気が欲しいと言っていたのが、単に見せかけだけなのか、本当にそう思っていたのかということを、この価格で明らかにできる。システム改革の文脈で、消費者の意志を明らかにする機会が与えられることになると思います。

そういう制度設計を考える余地は十分ある。少しでも賦課金を減らすという観点も含めて、どういう制度設計がいいのかというのを、今まで染みついた先入観にとらわれず、新しい発想で考えていただきたい。

膨大なプレミアムの部分に比べて、ここで払うプレミアムはごくわずかじゃないかと、そのほとんどは多くの国民が負担しているじゃないかというふうに言うかもしれないけれど、しかし環境価値に対応するようなものは最低価格として払わせることになる。残りの部分はほかの外部性に対応するようなもので、出てきたプレミアムの価格と実際のF I Tのプレミアムの部分に大きな乖離が出てくれば、もともとの価格設定がかなり間違っていたことが白日のもとにさらされることになる。したがって、メンツを気にして反対される方はきっといらっしゃるとは思いますが、そういう過去のしがらみを一切捨てて、今からつくれる制度として一番いい制度は何かを考えるべきだと思います。

次に、J E P Xにこれを入れると、その市場が暴れるとかというようなことを平氣でおっしゃっている人がいたような気がするのですが、何を言っているのだろうか。小売買取から、送配電買取にして、これをゼロ円で出すとしたとすると、今まで小売買取だったら自ら直接調達していた人は、その調達していた量をJ E P Xなりに新たに調達しないと電気が足りなくなるという状態になるわけですから、J E P Xでゼロ円で入札されても、買取主体を変えれば、売りだけでなく、買いも、つまり需要も同じ量だけ増えるはず。基本的には小売買取から送配電買取に変え

た結果として、市場価格が暴れるということは本来はないはず。基本的にはないはずだけれど、でも実際にはいろんな歪みがありますから、絶対起こらないとは言いませんが、今までの取引量に比べて大量の量が出てくるから、だからおかしなことが起こるという単純な発想は、私は誤解だと思います。

実際、再生可能エネルギーが大量に入ってくれれば、太陽光が物すごく出る不需要期は価格が下がるはずですが、これはどんな制度設計をしたって自然に、市場メカニズムが働けば、卸市場価格は下がるはずです。だから、これは買取義務者が誰か、それをどういうふうに処分するのかという問題と別の問題。再生可能電源が大量に入れば価格は大きく暴れることになりますし、その大きく暴れた結果として火力が投資しにくくなるということはあり得ると思いますが、それは義務者を誰にするのかという問題や、J E P Xにどれだけ出すかという問題と、本質的には関係ない話。その辺をごっちゃにして混乱した議論をしないようにする必要があると思います。

それから、大橋委員がゼロ円で入札すると、大量の電気が出てくると、価格のシグナルが歪むとかということをおっしゃったのですが、僕、全く理解できません。全く理解できないというのは、大量に再生可能エネルギーが出てきて、大量に再生可能エネルギーを発電している時間帯とは、本来の正しい価格シグナルは、低い価格になることで出されるということであって、これによつてより正しい価格シグナルが出るようになるはず。電源構成がどうなるかは、再生可能電源がどれだけ導入されるかは、取引所における価格シグナルではなく、F I Tでの買取価格に依存するだけのこと。何でゼロ円入札、なんでJ E P Xの価格と直接関連するのか。あの議論は、根本的にすごく変なのではないかと思います。

ただ、買取義務者が誰で、それを市場にどう出すかという問題とは別の文脈でなら、望ましい電源構成の問題を考えることは当然必要だと思いますが、どう考えても筋の通らない訳のわからない理由で、議論を混乱させるべきではない。

繰り返しになりますが、いずれにせよ今回は一から抜本的に制度を変えるわけですから、ゼロベースで最も効率的なやり方は何なのかということを、きちんと考えるべきだと思います。

以上です。

○山地委員長

次は、荻本委員。

○荻本委員

まず、第1点目は、ご提案の内容ですけれども、私、全面的に賛成だと。経過措置が必要と考えられるもので、やるべきということでございます。

しかしということなんですけれども、9ページに、こういう運用がやりやすくなるのでいいん

だというふうに書いてあって、これは従来よりよくなるという点ではまあ正しいと。ただし、実際に何が起こるかということ、松村先生が言わされたことをちょっと技術的な面を言うような話ですけれども、実際には、その予測は最善のことをやっても一定の誤差を含んでいて、それを補償しようとすると莫大な費用がかかるということは、ほとんど回避し得ない状態なので、よりいい状態になるけれど、これで問題が解決しているわけではないということは、私は明らかだろうと思います。

ことしの7月3日にドイツが電力市場2.0というようなことを出しました。EUが7月半ばに新しいエネルギー市場に関してパブコメを始めました。これは何を言っているかというと、これは私の感じているところですが、今やっている市場がうまくいかなくなつたことを大っぴらに認め、これをどうしようかということにオフィシャルな検討を開始したということだろうと思ひます。我々は今、彼らが今いるところに何とかしてたどり着こう、または彼らが15年かけてたどり着いたところに数年で行けるかどうかということをいっているわけですが、彼らはもうそれではもたなくなつたということだろうと思います。

よくも悪くも、このフィード・イン・タリフのプログラムの中のPVの大量導入で、私は今のドイツの困難性をはるかに超える困難性を持った地域が、日本には1カ所以上もう生じてしまつたということになるわけです。ですから、ここでの議論をやるのに当たっては、これでいいんだということではなくて、これは最低限やらないといけないけれども、実はこれで問題は何も解決したわけではないと、ぜひ思っていただきたいというふうに思います。

でありますので、まあ、これはこれでやるんですけれども、もっとその実際のリアルタイムでの運用が本当にうまくいくのかということに、真摯に取り組んでいただきたいというふうに思います。

ちょっとキーワードが幾つか出たので申し上げますが、自家消費という言葉があつて、ヨーロッパでもPVを導入を維持するためにこれをプロモートするという政策が実際に行われております。しかし、これは予測可能な発電量と予測可能な需要量をごっちゃにして、予測できなくなるというような、非常に大きな副作用を持つ政策です。ですから、実際にはカリフォルニアやドイツでは、もうこれは何とかしたいと思っているところに、でも、現実の政策はそう打たれているし、日本もそれをある程度求めようとしているというのは、それはそれでかなり危ないことだと。だから、余剰買取というのをどうするのかというのは、今回の議論ではないにしても、将来どう議論するのかということは大きなテーマだろうと思っております。

また、その優先給電ということに関しては、ヨーロッパではもう1年前に風力発電協会が優先給電は要らないということを表明したように、再生可能エネルギーを入れるために優先給電は

邪魔だというのが普通の認識になりつつあります。ですから、本当にこれから我々、どんなシステム運用になるのかというものを正確に理解して、先の先を見通した検討をしていただければと いうふうに思います。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

これからですけれども、再エネ事業者さんの、亀田さん、中島さん、それからエネット武田さんといつて、あと、野村委員、伊藤委員、大山委員、大橋委員もう一度ご発言ご希望なんですね。はい。じゃあ、大山委員の次、大橋委員。それと、そちらにオブザーバーのお二人にという順番で回していきたいと思いますが……あと、ございましたね。はい。今言った大体の順番でいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、亀田さん。

○亀田オブザーバー

ありがとうございます。買取義務者のご提案につきましては、賛成でございまして、もちろん事務局ご提案の経過措置が必要だということはわかります。理解しております、それとあわせてやる必要があると思っております。

買取義務者を送電事業者に変更することによって、3つのメリットがあると考えております。1つは、安定的な送電事業者が買い取ることによって、さらに普及促進が進むということと、それから2つ目は、変動電源であります太陽光発電を、市場のメカニズムを使って吸収・利活用できるということ。いわゆる括弧づきですけれど、安定化が可能になるのではないかと考えております。3つ目は、再エネ電気の見える化につながると思います。相対契約の小売ばかりになりますと、それこそちょっと再エネ電気が一体どのぐらい出ているのかということが見えにくくなる可能性もありますので、そういういたメリットもあるのではないかと考えております。

それから、先ほど、そのゼロ円電気になってしまう話がありましたので、少しコメントしたいんですけども、ドイツにフランホーファーという研究所がございますが、そちらのウェブサイトに日々の刻々の再エネ電気あるいは電力市場のその発電量がデータとして出ておりまして、しかもその市場での価格まで全てデータで出ております。確かに過去、そういう時点が幾つかありましたけれども、非常にそれを見つけるのは難しいぐらい、普段は非常に平穏、安定した市場の流れになっておりまして、決してエキサイティングなことはそんなに起こらないということをコメントさせていただきます。

以上です。

○山地委員長

じゃ、中島さん。

○中島オブザーバー

2点ほど。まず1つ目は、誰を買取義務者にするかという議論の前に、その義務という概念の定義の問題が生じていると思います。つまり、これまでの制度では一般的事業者に買取義務があったと思いますが、これは発電事業者は誰に売るかを選ぶことができて、ただ、売り先が決まらない場合とか、決める必要を感じない場合に、最後は一般電気事業者が買い取るということを義務と定義していたと思うんですけれども、きょうのご議論を伺っていると、発電事業者のほうも売り先を送配電事業者なり何なりに決めなければいけないということをもって義務とおっしゃっているように思えるので、ちょっとその義務という概念の定義の問題から、制度設計は少し考える必要があるのではないかというふうに思います。

その上で、2つ目、こちらの意見ですけれども、やはりその発電事業者に対して売り先を選ぶ自由というのは確保していただきたいと思っています。一つ、私がかかわっている事例ですけれども、ある県で県知事が県民発電所という制度を設けて、知事がこの発電所は県民発電所というのを認定した上で支援をするという制度を進めていますが、今回それをさらに一步進めて、今度新しく県民新電力という会社を設立し、県民発電所でつくった電気を県民新電力を通じて県内の事業者や家庭に売ることができないかということで、今、事業化可能性調査を行っていて、もし可能であれば今年度末にでもその事業を立ち上げたいというようなことを検討しています。

こういう、いわゆるご当地電力に关心を持っているところはほかにもございますので、ぜひそういう自由が確保できるような制度設計にしていただけたらというふうに考えております。

以上です。

○山地委員長

では、エネットの武田さん、お願いします。

○武田オブザーバー

最初にその買取義務者ですが、皆さんおっしゃるとおり、送配電事業者でいいだろうと思います。この再生可能エネルギーをきちんと流通させるためには、需給運用というのをセット、あるいはその広域運用というのがセットですので、そういうことを担っている送配電事業者が買い取るというのがいい案ではないかと思います。

それから、どのように売るか、12ページの議論ですけれども、やはり買取事業者はその引き渡し方法として、ここに市場経由、小売の割付けとかと書かれていますけれども、今後精査していくのでしょうか、基本的には市場経由で引き渡す、このほうがよからうと思います。

それで、せっかく買取義務者が送配電事業者になるので、その一つは、再生可能エネルギーを流通するためにいろんな送配電に対する手当てとか必要になる場合に、よく、その自分のところを経由する再生可能エネルギーの状況を見て、最適な設計をしてほしいと。

それから、市場に流通させる場合でも、やはり予測とかいろんなことが必要になるかと思いますが、それもより高く市場に売れる努力ができるのであればそれをして、そうすることによって、その国民負担を減らすと。

それから最後、3点目になりますけれども、送配電事業者がここに、松村先生もおっしゃっていましたけれども、FIT電気という価値、これが需要家の方でもFIT電気という価値を認めて、ぜひそういう電気を買いたいという方々がいらっしゃいますので、そういう方の要求に応えるべく、FIT電気の付加価値分をきちんと市場で取引できるようにするなどの、電気送配電事業者がきちんと買取義務者として一括して買い取れるということのメリットを最大限に生かして、国民負担を減らす方向の制度設計をお願いしたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、野村委員、お願いします。

○野村委員

ありがとうございます。買取義務者の事務局提案というのは、一時的に経過的措置なのでしょうけれども、送配電事業者と小売事業者の2つをミックスにするということだと理解しております。そういう部分では、重複してしまう事務コストがどのくらいなのかというところが一つの大きな懸念ですが、国民負担の増加に最終的にはつながらないということであるならば、私もその緩やかな形で小売事業者から送配電事業者にシフトさせていくという案というものは賛成したいと思います。

一つの懸念は、松村先生の話と少し、やはり違ってしまうんですけども、わずかにその1%程度という卸売市場のその厚みから考えますと、やはり再エネが流れ込む時間帯においてプライスは低下すると、これはやむを得ず市場として低下する懸念はやはりあります。そのときに、FITという制度のもとでは当然ながら賦課金がさらに拡大するという形の中で国民負担がふえていくのではないかという懸念です。もし、卸売市場と小売市場で完全な裁定が存在するというようなケースであれば、その卸売市場のプライスとして、先ほど松村先生がおっしゃったような状況が起こるのかもしれません、再エネのふえてきた流れ込む時間帯には火力の調整はあまりできずにその時間帯での供給がぐっとふえて、一方で需要はそこに調整するような形で直接ふえ

てこないような形の中で、プライスが下がって、またその夕方になるとプライスが底から3倍ぐらいまで上がっていく。これはイタリアでは全電力消費の67%ぐらいの卸売市場の厚みが、強制的に流しているでしょうから卸売市場の厚みがありますけれども、そういう国でも実際の日中の電気の市場価格で見ますとそういう変動が起きているようにみえます。イギリスでは卸売市場の厚みは全電力消費の10%以下ぐらいだと思うのですが、その中でもうちょっと激しくおきているように見えます。

そういう中日中の変動がある中で、平均的な卸売価格は、その再エネが入ってくることによつてちょっと下がり気味なわけですけれども、それでも電力消費者の価格としてはずんずん上がってきた。世界金融危機の2008年以降では天然ガスの価格は大きく低下したわけですが、それでも電力の小売価格はずっと上がってきてるわけです。このようにマクロでみれば、再エネが増加して、卸売価格が少し下がるような傾向の中でも、賦課金がふえて小売価格に加算されて全体としては上昇していく、FITという制度のもとではこの卸売と小売の価格のギャップが拡大していくのではないかなと思います。

そういう乖離が起こってしまうのではないかということが、懸念としてありますので、市場の厚みをつくりながら徐々に送配電事業者が買い取るということなのかもしれません、市場を育てながらということのセンスなのかと思います。

また、時間帯別の例えばスポットのプライスとブロックのプライスというのがありますと思うのですけれども、ブロックで例えばある連続する8時間とか7時間などの需要者もいると思います。電気の質としては、30分単位のスポットの電力と、例えば連続する6時間というブロックの電気はクオリティーがちょっと違うとしますと、そのクオリティーの違いに対して、異なったプライスがつくというような市場の設計というものもあり得るのかなと思います。北欧の市場ではそういう識別があるのかもしれません、そういうプライスが別々につくことができれば、火力発電の事業者も事業計画が立てやすいようなプライスが実現され、自然変動再エネのもたらす価格低下に引っ張られないような形もできるのではないかなと思います。市場設計の工夫と厚みをつくりながら、徐々に送配電事業者のほうにシフトしていくということが一つの解なのかなと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大山委員、どうぞ。

○大山委員

まず、9ページ目の需給運用のイメージのところですけれども、この場合でいうと小売買取のときは送配電、あるいは系統運用者が関与するのは1時間前、ゲートクローズ後になっているんですけれども、多分実際やろうと思ったら、小売のほうを信じて系統運用者が前もって準備しないということはあり得ないと思いますので、現実の問題としては、こここの話で言えば、どちらがやるにしても、揚水の活用とか広域的な調整・融通等は、事前に行われるんだろうなというふうに思っています。

その後、次は12ページというか、もしも送配電事業が買取になった場合に市場がどうなるかという話なんですけれども、確かに市場に投入すると非常に安いときも出てくる話だと思うのですが、それは小売事業者に割り当てたとしても、やはり高コストの火力は稼働率がうんと下がってくるということが全く同じことになるというふうに思っています。

ですから、そちらの話としては、先ほどからちょっと話が出ていますドイツ等で火力電源が廃止されてしまう問題があるよという話については、市場に入れようが買取義務をかけようが、いずれにしても稼働率が下がるのは当然なことで、同じ状況になるのではないかなというふうに思っています。

そうすると、じゃあ何ができるかというと、先ほどちょっとお話をありましたけれども、調整力を持った電源というのは非常に価値があるということをはっきりさせるという意味でも、やはり調整力のアンシラリーの対価をどうやって払うか。そういう市場をつくるか、そうでなくともしっかりと払っていくことによって、廃止をやめてもらう以外に多分手はないんだろうなというふうに思っています。

あと、市場に入れた場合に、ゼロ円で入札する、あるいはマイナスX円で入札するということをした場合でも、連系線の制約等がある地域では落ちない、全量をはけないこともあるかなというふうに思うんですけども、そういう場合どうするかというのが、大体そもそもすごく安いマイナス100円とか、そんなことをつけるのかというと、ちょっと余りに国民負担が大きくなるような気がしますので、何かルールを決めて、抑制する場合はこういう状況ですよというようなことも考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。

最終的に今、どちらにいっても同じようなことが起きますよという話をしましたけれども、ただ、送配電事業者が買い取る場合には、送配電というのは規制された部門ですので、透明性の面から見て、私はやはり送配電で買い取るのが一番いいかなというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

では、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

先ほどの私の発言をもう一回繰り返すだけになってしまふんですけど、間違った理解をされていないようにと思って、2点だけですが。

まず1点目なんすけれど、本当は我々がやりたいのは、DRも含めて電源コストの効率的な優先順位を示す曲線を描きたいわけです。そのカーブに沿った形で、価格シグナルをどう発揮させるかということを本来の目的としているはずなのですけれど、ただ、再エネって残念ながら高い電源なので、その高いところにある意味で補助金というFITで下駄を履かせたわけですね。そうすると、本来あるメリットオーダーが変わってしまったわけです、限界費用の形が。それについて、私は言及しているだけなんです。

ただ、FITが入っているもとで、ではこの問題をどう解決すべきかという策は、実は私は何も言っていなくて、ただ経済学的に見て発電費用は明らかにFITが変わっているという点を指摘したかったのがまず1点です。

だからそのメリットオーダーを本来あるべき姿に持つていけるようなことが、あり得るのかというのをちょっと考えているんですけど、今私が解を持ち合わせているわけではありません。結構難しい解のような気がします、これについては。

2点目は、FITの環境価値についてなんすけれど、言われて思つたんすけれど、仮にFITの発電費用の7割を補填してやるから、3割分を環境価値としてつけるみたいなことというのが、可能であれば、FITの環境価値というのを生み出すことというのは可能なかなというふうに、思わなくもないかなと。

余り考えたことのない論点だったので、ちょっと理解が間違っているかもしれないんですけど、国民が賦課金で全て負担しているから、100%環境価値というのは国民にいっているということの延長線上で考えると、その負担の割合と環境価値の配分というのも、細かく言えば考え方といふうのはできるのかなというのは、ちょっと指摘を受けて思いました。

以上です。

○山地委員長

時間のないところで恐縮すけれども、メリットオーダーという、これは専門的な議論だと思うんですけど、メリットオーダーというのは設備が与えられたときの運用の原則ですよね。したがって、変動費の安い順番ということなんですよね。ただ、それは出力制御が可能な電源に対して成立するもので、出力が自然変動するものには、そもそもメリットオーダーが適用できない。全体最適は別なところにあるというふうに、私は少なくとも思っています。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員

ありがとうございます。まず、買取義務者については、賛成です。

ちょっとここ、私が確認をしたいところなんですかけれど、先ほどから再エネ電気とかF I T電気という名前が飛び交っているのですが、そもそも電気に色はついていないので、それを選んで買えるわけがないと私は認識しているんです。要は、当然つくるときは再エネかもしれないんですけど、使うときはほかの電気がまざっているわけですから、そんなのは成り立ってはいけなくて、もし成り立つとしたらそれは詐欺かもしれないわけですよね。そうやって、モウショウエイをしているのであれば。そこがちょっと皆さんの中では、何か、さもそれが色がついてそういう買い取り方ができるような話で進んでいるので、何かそれはちょっと違うかなと、わからないです、私の誤解かもしれないんですけど、その辺をちょっとクリアにしたいと思いました。

以上です。

○山地委員長

それでは、お待たせしました。まず、商工会議所、小林さん。

○小林オブザーバー

質問とお願いです。きょうの議論なんですけれども、きょう認定時期の問題、調達価格の決定時期の問題、それと買取義務者のお話があつたんですけれども、基本的に現状の問題点と事務局からの見直し案ということでご意見いただいて、大体よくわかりましたというのが意見なんですけれども、それで、これでお願いというのは、これを見直すことに伴って、どのくらいの国民負担の削減効果を期待しているのかとか、逆に見込んでいるのかというのを、ぜひ、次回でも結構ですので、教えていただければなと思っております。

以上です。

○山地委員長

それではお隣、経団連、長谷川さんですね。

○長谷川オブザーバー

ありがとうございます。1件という、これもお願いでございます。すみません。

一つは、最終買取義務者に関連して、きょうの資料ではその系統運用や需給の調整ですか、あるいは再エネ導入の観点からという言及はあったように思うんですけれども、これ、最終的にインバランス費用の帰着がどういうふうに、原則的にどういう形になっていて、今回特例をなくすとどういう形になるかというのは若干変わるような気もしますので、ちょっとそこのところを整理していただければ議論に資することになるのかなと思いましたということと。

あと、同じくこれも議論の整理のお願いなんですが、F I T電気だか、あるいは再エネ電

気だかわからないんですけど、そういうもののいろんな、電力システム改革の議論を追っておられた方はよくご理解されていることなんだろうと思いますけれども、国民の立場からということですけれども、もう一度どういうことになっているのか、市場も含めて整理していただけると非常にありがたいなということでございます。

あと、最後、最終保証買取でございますけれども、これを、ほかにも制度、ほかの分野の制度があるのかもしれません、それを課すことによって価格形成って一体どういうふうになるのかというものの、ちょっとイメージが湧かないものですから、次回でも結構なので教えていただければというふうに思います。

○山地委員長

J E P X、國松さんお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。買取義務者が送配電事業者になり、その送配電事業者が、その買い取った電気を取引所に出すという流れに関しては、私どもの取引量について、なかなかまだ量がないということで心配のお声がありますけれども、これに関しては松村先生がおっしゃられたとおりでございまして、現在小売の方が買っておられる電気がなくなる、であれば小売事業者が買わなければいけなくなる、それによって取引量がふえる、入ってきた分だけ買いがふえるということが期待されますので、それに関しては私どもは問題はないというように考えてございます。

また、急激に入るということは、この制度上、買取義務者、最終義務者が送配電事業者になるということであって、小売電気事業者も今後とも特定契約で買い取っていくということは可能という中であれば、順次入ってくると、少しずつ市場取引量がふえていくということが期待されると思いますので、問題ないかと思います。

一つ、課題として挙げていただいておりますF I T電気についてございますけれども、まさにおっしゃいますとおり電気、私ども取引所で取引する以上、電気全部まぜていますので、区別はつかなくなります。ただ、その区別のつけ方として、F I T電気というよりはF I T権みたいな形ですかね。R P Sの権利的な形をとって、その分で取りたい人がいれば入札でお渡しすると、その金額を全て費用負担調整機関のほうに渡すと、そのプレミアム部分もですね。売り手というのは取引所が量を把握しておりますので、その量範囲内でF I T権なるものを売ると、売った代金を費用負担調整機関のほうにお渡しして、それによって国民負担を減らすというメカニズムは、メカニズムとしては可能だと思いますけれども、実際にその名前のF I T権についてどの程度の買いがつくのか、大橋先生がおっしゃいますとおりCO<sub>2</sub>も色をつければ少し値段がつくのかと

か、いろんな検討は必要かと思いますけれども、そういう形でF I T電気というものをつくつていくということは可能かと思います。

ただ、F I T電気だけの市場を別に設けるということに関しましては、買取の回避可能原価が取引所価格連動という形になりますので、間違いなく現実的ではないということは考えられます。取引所で投入する際は現在のスポット市場のほうにまぜて投入する方法しかない。そうなると、まさるということが考えられますので、そのまざった中でどう区別するかという策は検討に値するかと思っております。

以上です。

○山地委員長

F I T電気に関しては、もうちょっと予定の12時超えているんですけど、例えばCO<sub>2</sub>の排出が減るとかということは、当然ですけれど反映されているるわけです。これは排出係数の評価のところです。問題は、そのF I Tという電気の価値がどこにいっているか、環境価値が。それはもう皆さんご存じのように賦課金として電力の消費者が一律で負担していると。今の状態ですと、小売の事業者は回避可能原価しか負担していないのだから、それをグリーンで売るのはおかしいんじゃないんですかという話は、非常にまっとうだと私は思っているんですけどね。余りそこを複雑にしないほうがよろしいんじゃないかなと思います。ちょっと余計なことを言いました。

一通りですが、まだ……辰巳委員どうぞ。

○辰巳委員

先ほどの、今もお話をあったその賦課金の環境価値のお話なんですけれども、私がいろんな場所でこのお話をしたときに、消費者の反応というのは全然違いましてですね。賦課金を私たち払っているけれども、それは別に環境価値を買っているわけじゃなくて、そのお金は再エネが普及するために私たちは協力しているんだというふうに、もう、ほとんどの消費者はとっているというふうに思っているんですね。

それなのに、電源表示とかという話になってきたときに、CO<sub>2</sub>は電源平均でですというふうに言われたときに、全く理解できないんですね。何ゆえに太陽光の発電がCO<sub>2</sub>が出るんだという話になってしまって、その説明は全くうまくできないという状況にありますもので、やっぱりこれはぜひ。あともう一つは、ドイツでもそういうのをちゃんとやっているわけなんですね。だから、海外でできていることが何で日本でできないのかというのがいつも話題になりますもので、そのところも、どういう説明に落ちつくのかわかりませんけれど、ぜひ考慮していただきたいということです。

以上です。

○山地委員長

むしろ辰巳委員に、ぜひ正しい知識を普及させていただきたいですね。

○岩船委員

すみません、1点だけ。

○山地委員長

どうぞ。

○岩船委員

すみません。今の件ですが、ドイツでは、FITの電気はグリーンとしては認められていないという話を、私は聞きました。なので、あくまでFIT外の電気を相対で取引して、それを価値を認めたお客様が買っているというふうに私はドイツで聞きました。ただ、もう少し実情を調べていただいたらいいかと思います。

○山地委員長

少し延びてしまって、手を挙げているということは発言ご希望なんですよね。じゃあ、簡単にお願ひします。

○松村委員

現行の考え方間違っているということではなく、今のFITの価値は賦課金で負担しているのだから価値は割り付けないという山地座長のご発言は、従来の発想としてはとてもよく理解できる。しかし私が言ったのは、これから制度を抜本的に変える。制度を抜本的に変えるときに、その機会を捉えて賦課金を少しでも減らす努力をすべきだということを言っている。にもかかわらず、賦課金をここまで膨らませたことに対して大きな責任を負っている人が、そのつけを少しでも減らそうというアイデアを、また従来の発想に固執して、またしても潰すというようなことがあるなら、そのようなことをしたのは誰かということを、国民の目に明らかにした上で潰していただきたい。

以上です。

○山地委員長

ちょっと延びてしまいまして、時間がせつついてしまって申しわけございません。

後半の議論も、まあ、しかし、買取義務者を送配電事業者にするということに関してはほとんど賛成ということだと思います。では、買取った電気を小売のほうに割り付けるのをどうするか、市場を使うとか、いろいろなやり方がある。そこはまた少し議論を引き続き続けていく。

それと、時間がせつてきましたので、ご質問等あって、事務局に回答というふうに申し上げた

のですが、もうほとんど時間の限界です。今回、前半のところでも、買取価格をどう決定するかというところとリンクする買取価格決定時期がありましたね。それ等もありますので、またきょういただいた意見、ちょっと時間の制約もありますので、ご質問は会議後にご回答いただくということで対応したいということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

ということでございまして、次回、その日程については事務局から別途お知らせするということでございます。

本日はどうも長時間にわたりありがとうございました。

——了——